



# 第6次 当麻町総合計画

人・夢・心がつながるまち とうま  
～ 次世代に責任がもてる「未来」の創造 ～





当麻山



田んぼの学校

## 当麻町民憲章

わたくしたちは、当麻町民であることに誇りと責任を持ち、先人のたくましい開拓精神をうけつぎ、この憲章をかかげて、実践につとめます。

- 1 祖先をうやまい、楽しい家庭をつくりましょう
- 1 からだをきたえ、元気で仕事にはげみましょう
- 1 きまりを守り、たすけあいの心を育てましょう
- 1 文化を高め、明るい未来を築きましょう
- 1 自然を愛し、豊かな郷土をつくりましょう

(制定 昭和47年6月6日)

# 目 次



## I 総 論

第1章 計画の趣旨	6
第2章 計画の性格	6
第3章 総合計画の構成と計画期間	7
第4章 まちの概要	8
第5章 時代の潮流	11

## II 基本構想

第1章 まちづくりのテーマ	16
第2章 施策の大綱	17
第1節 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり	
第2節 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり	
第3節 希望あふれる人材育成のまちづくり	
第4節 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり	
第5節 みんなでつくる連携と協働のまちづくり	
第3章 施策の体系	19

## III 基本計画

総合計画の各施策とSDGsの関係	22
第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり【生活環境の整備】	
1 土地利用	24
2 景観形成	26
3 住環境	27
4 公園・広場	29
5 葬斎場・墓地	30
6 道路交通網	31
7 情報通信	33
8 ゴミ処理・リサイクル	34
9 環境・地球温暖化対策	36
10 水資源・上水道	38
11 下水道・浄化槽	40
12 消防・救急体制	42
13 防災	45
14 河川環境	47
15 交通安全	48



## 目 次

16	防犯・消費者対策	50
第2章 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり【産業の振興】		
17	農業	52
18	林業	56
19	商工業	59
20	観光	61
第3章 希望あふれる人材育成のまちづくり【生涯学習の推進】		
21	幼児教育	63
22	学校教育	66
23	社会教育	69
24	芸術・文化活動	72
25	スポーツ振興	73
第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり【健康づくりと福祉の充実】		
26	健康づくり	75
27	医療	79
28	子育て支援	81
29	高齢者福祉	84
30	障がい者福祉	86
31	地域福祉	88
32	社会保障	89
第5章 みんなでつくる連携と協働のまちづくり【地域活動の推進と行財政運営】		
33	地域コミュニティ	91
34	男女共同参画の推進	93
35	広報・広聴	95
36	行政運営	96
37	財政運営	98
IV 附属資料		
	まちづくりアンケート	102



# I 総論

---



## 第1章 計画の趣旨

総合計画は、町の将来を見通した長期にわたるまちづくりの方向性と、これを実現するための施策をまとめた町政運営の指針となる計画です。

当麻町は、これまで5次にわたり総合計画を策定し、まちづくりの基本指針を示すとともに町政の発展、町民生活の充実、向上に努め、それぞれの時代に応じたまちづくりを進めてきました。

この間、わが国の社会経済状況や地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきており、人口減少・少子高齢化社会の進行、高度情報化・国際化の進展、大規模な自然災害の発生など、まちづくりにおいて対応すべき課題が数多く現れてきています。また、持続可能な社会の構築に向けたSDGsの推進や2050年までにゼロカーボンの実現、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容などにより、地方自治体に求められる課題が多様化し、より効果的、効率的な施策の展開が必要となっています。

本町においては、これまでのまちづくりの成果を踏まえ、持続可能な地域社会をつくっていくためには、行財政基盤や自立性を強化し、民間事業者や地域・住民と行政が同じ目標に向かい知恵と力を出し合いながら協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

この総合計画は、こうした社会情勢の変化や課題を適切に受け止め、本町の特性を生かしつつ、柔軟に対応するとともに、魅力と個性にあふれ、活力あるまちづくりに向けた目標を掲げ、その実現に向けた施策を定めてまちづくりの指針とするものです。

## 第2章 計画の性格

この計画は、本町のまちづくりの総合的な計画として、最も上位に位置づけられる計画であり、基本的な方向を総合的に示し、計画的な行政運営を進めていくうえで基本的な指針となるものであり、国・北海道の関連との整合性を保ち、相互に調和を図ったものであります。

### ○北海道総合開発計画

計画期間 平成28年度～令和7年度 策定主体：国土交通省

### ○北海道総合計画「輝きつづける北海道」

計画期間 平成28年度～令和7年度 策定主体：北海道

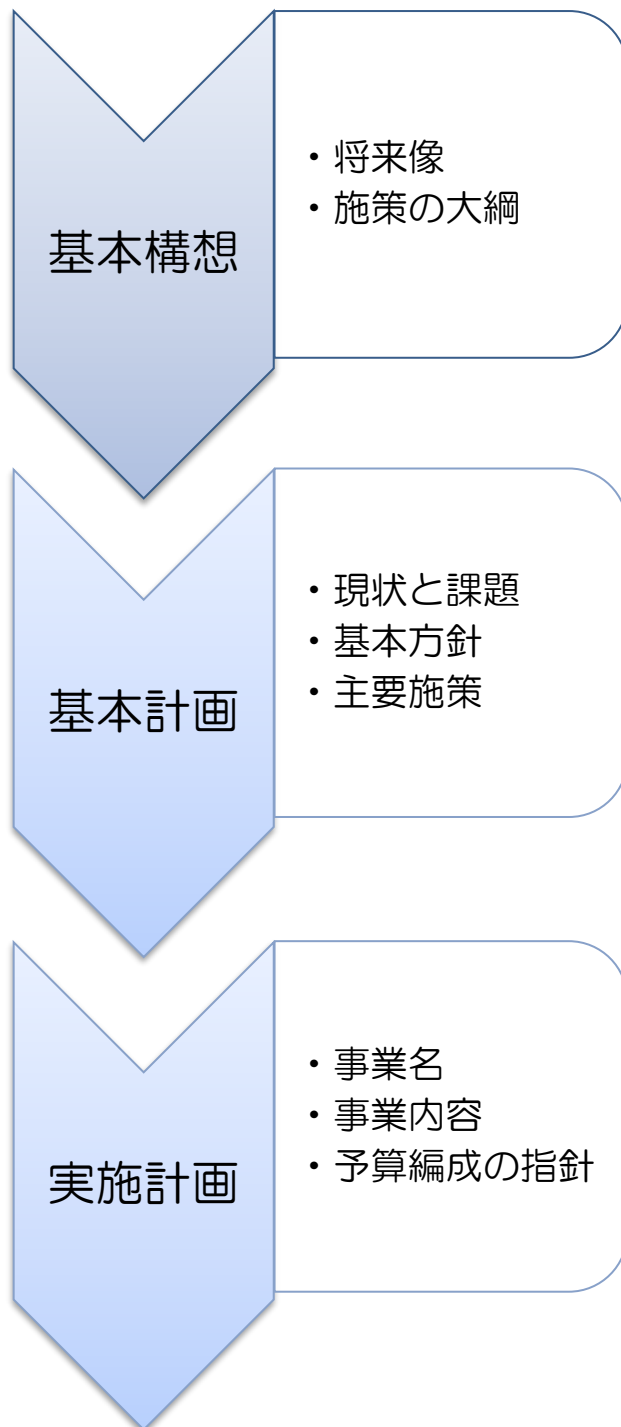




## 第3章 総合計画の構成と計画期間

### 計画の構成

本計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」とします。それぞれの内容と期間は次のように定めます。



#### ① 基本構想

本町のめざすべき姿を描き出し、社会の変化に対応しながら、その実現のために必要な施策の大綱を示すもので、基本計画や実施計画の基礎となるものです。

基本構想の計画期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間とします。

#### ② 基本計画

基本構想に掲げる施策の具現化のために、分野ごとの基本方針を示し、取り組むべき主要な施策を総合的・体系的に明らかにするもので、実施計画の基礎となるものです。

基本計画（前期計画）の計画期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とします。

#### ③ 実施計画

基本計画に掲げられた施策を、具体的な事業で示し、事業内容や実施時期を明らかにするもので、財政運営の指針となるものです。

実施計画（前期計画）の計画期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間とし、ローリング方式により社会の変化に応じた柔軟な見直しや調整を行い、効率的かつ効果的に推進します。



## 第4章 まちの概要

### 1 まちの概要

当麻町は、北海道の穀倉地帯といわれる上川管内のほぼ中央、北海道の屋根といわれる大雪山連峰の麓、東経142度50分、北緯43度82分に位置しています。

東側は山づたいに上川町、愛別町と、北側は大雪山系に源を発する石狩川に沿って比布町と隣り合い、南西は北・北海道の拠点都市・旭川市に接しています。

東西は17.3km、南北は13.5kmにおよび、総面積204.94km<sup>2</sup>です。

また、本町の北側を一級河川の石狩川、中心部を広大な町有林内に源を発する牛朱別川、当麻川がそれぞれ流れ、その流域に肥沃な平坦地が開けています。

地質は、平坦部は主に埴質地質であり、石狩川に沿って砂質地質となっています。

気候は、典型的な大陸性気候で、夏季と冬季の寒暖の差が大きく、年平均気温は7℃前後、積雪量は1m程度で、四季のはっきりとした気候となっています。

### 2 沿革

本町は、明治26年(1893)年5月に広島・山口両県などから屯田兵が入植し、開拓された町です。

開拓入植当時は、永山村(現在の旭川市)に属しており、永山村字トウマと称していましたが、明治33年6月に分村し、當麻村となりました。

明治39年には2級町村制を施行し、大正8年には1級町村制を施行しました。大正11年には、町の中央部を貫通する国鉄石北線が開通し、本町は大きく飛躍しました。

昭和20年には、旧陸軍演習地6,000haが緊急開拓地として解放され、500戸が入植し、本町は大きな変遷を遂げました。

昭和32年には、鍾乳洞が発見され、観光名所として現在に至っています。

また、昭和47年から当麻山山麓一帯の「とうまスポーツランド」を整備しました。

昭和33年4月には町制が施行され「当麻町」となり、昭和34年には当麻ダム、昭和47年には大雪頭首工、平成5年には国営農地開発畑がそれぞれ竣工しました。

平成23年には情報通信基盤施設「当麻町ケーブルネットワーク」が運用開始となりました。

平成26年には、公民館「まとまーる」、平成30年には役場庁舎が完成しました。

令和4年には「開町130年」を迎えています。



### 3 人口と世帯数

本町の人口は、国勢調査では昭和30年の14,226人、住民基本台帳では、昭和33年の14,104人をピークに年々減少しています。

世帯数は、国勢調査では令和2年の2,773世帯、住民基本台帳では令和4年3月末の3,048世帯となっています。

人口は、令和2年の国勢調査では人口が6,319人で、令和4年3月末の住民基本台帳では人口が6,258人となっています。

平成27年の国勢調査と比較すると、人口は370人の減少（減少率5.5%）、世帯数は75世帯の増加（増加率2.8%）となっています。

自然減や離農者、若者層の都市流出により、人口減少してはいますが、第5次総合計画後期実施計画で実施された移住定住施策や子育て支援策により、今後その効果がでてくると考えられます。

高齢化率については、年々増加しています。

#### 【人口】

項目	年	平成22年	平成27年	令和2年	増減率(%)	
					H22~H27	H27~R2
総人口		7,087人	6,689人	6,319人	△5.6%	△5.5%
年少人口 (15歳未満)		809人 (11.4%)	721人 (10.8%)	649人 (10.3%)	△10.9%	△10.0%
就業人口 (15~65歳未満)		3,773人 (53.2%)	3,309人 (49.5%)	3,011人 (47.6%)	△12.3%	△9.0%
高齢人口 (65歳以上)		2,505人 (35.3%)	2,659人 (39.8%)	2,659人 (42.1%)	6.1%	0.0%
世帯数		2,743世帯	2,698世帯	2,773世帯	△1.6%	2.8%
1世帯当たり人数		2.5人	2.5人	2.3人		

(資料：令和2年国勢調査)

将来の人口は、当麻町人口ビジョン（令和2年3月改定）によりますと、令和7年の人口推計では5,793人、令和12年では5,346人となっています。また、令和9年の人口、世帯数を国勢調査、住民基本台帳の数値により各種推計方法によって算出していくと、現在より人口で約250人減の5,915人、世帯数でほぼ同数の3,053世帯という結果が出ています。

推計値を上回る令和9年の人口6,000人を目標とし、今後5年間に各種産業の振興、生活環境の整備充実、過疎防止、定住施策、子育て支援などによる人口定着と増加の施策を展開していく、人口減少に歯止めがかかるよう施策を推進する必要があります。



## 4 就業構造

産業別就業人口は、令和2年の国勢調査によると、就業者総数3,196人のうち、第1次産業就業者数869人(27.2%)、第2次産業就業者数477人(14.9%)、第3次産業就業者数1,811人(56.7%)で、平成27年調査と比較しますと、構成比率で第1次産業が10.2%減少し、第2次産業が8.1%減少し、第3次産業が0.2%の増加となりました。

## 【産業別就業人口】

項目	年	平成22年	平成27年	令和2年	増減率(%)	
					H22~H27	H27~R2
総数		3,424人	3,299人	3,196	△3.8%	△3.1%
第1次産業		1,048人	968人	869	△7.6%	△10.2%
農業		1,024人	947人	842		
林業		22人	19人	12		
漁業		2人	2人	5		
第2次産業		571人	519人	477	△9.1%	△8.1%
建設業		295人	266人	238		
製造業		271人	250人	234		
鉱業		5人	3人	5		
第3次産業		1,794人	1,808人	1,811	1.0%	0.2%

(資料：令和2年国勢調査)



## 第5章 時代の潮流

### 1 人口減少・少子高齢化の急速な進行

日本が直面している人口減少や少子超高齢社会の進展は、労働力の減少や地域活力の低下、年金や医療費といった社会保障費の増加など、社会の様々な面での影響が懸念されています。

また、ひとり暮らしの高齢者や核家族世帯の増加など、世帯構成にも変化がみられ、介護や子育てなどへ不安を抱えている人が増えています。

このため、子育てしやすい環境の整備や高齢者が健康で生きがいを持ち暮らしができる仕組みの整備、産業の労働力の確保に向けて生産性の向上、人材の育成、若者・女性・高齢者等の就業機会の拡大、地域活動を支えるコミュニティ機能の再生や移住の受入体制整備、地域の魅力発信など地域活性化の取り組みが重要なものとなっています。

### 2 高度情報化の進展

高度な情報通信技術と交通網の発達により「ヒト」「モノ」「情報」のスピード感ある流動化が進んでおり、国は令和3年9月にデジタル庁を発足し、大胆かつ継続的なデジタル化の推進を図っています。一方、こうした社会システムの急速な転換期における情報弱者への対応、地域による情報格差の発生が課題とされています。

経済発展と社会的課題の解決を両立した人間中心の社会を目指し、ICT等の先端技術やデータをあらゆる分野で活用してデジタルトランスフォーメーションを推進することで、安心・快適・便利で豊かな暮らしを実現することが求められています。

### 3 環境問題の深刻化

国は、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力し、2050年までに温室効果ガスの排出を国全体としてゼロにする目標を掲げています。

本町においても、令和4年3月に豊かな自然環境の維持と経済社会が調和し、町民が快適に、また安心して住むことができる環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。

今後とも地球温暖化を防ぐため、低炭素型の地域構造や森林の整備・保全、健全な生態系の維持・形成、環境への負荷の少ない循環型社会の構築、新たなエネルギーや省エネルギーの取り組みなど、地球規模の環境問題に対して様々な対応や環境と共生する社会の形成が求められています。



## 4 安全・安心意識の高まり

近年、自然災害の激甚化や事故の多発化、感染症の発生、社会を震撼させる犯罪の続発、食の安全性、さらに、令和2年には私たちの生活様式を変容させるほどの大きな影響を与えた、新型コロナウイルス感染症の発生などを背景に、自然災害以外のものも含めたあらゆる危機に対し、安全・安心を確保する対策が求められています。

このため、防災体制の強化や危機管理体制の構築による災害に強いまちづくりなどさまざまな場面での安全・安心の確保、子どもや高齢者、障がい者にやさしく、誰もが安全・安心して暮らすことのできる生活環境づくりが求められています。

## 5 価値観・生活様式の多様化

人々の価値観は、物質的な豊かさから心の豊かさを重視する方向へと変化しています。加えて、コロナ禍においてこれまで価値があるとされていたものが見直され、既存の価値から新しい価値へのシフト、つまりニューノーマルが進んでいます。また、デジタル化が進行する一方で、自然、歴史、文化といった体感できるものが脚光を浴び、地域を見直すきっかけになっています。働き方、教育、消費行動、観光をはじめ、日常生活を取り巻く環境は大きく転換しており、新しい生活様式への行動変容が求められています。

## 6 地方分権の進展と協働のまちづくり

地方分権改革の進展に伴い、市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、これまで以上に自主的で自立的な行政運営の必要性が高まっています。併せて限られた財源の下で、高度化、多様化していく住民ニーズに対応していくことが求められており、より効率的で効果的な足腰の強い行財政基盤をつくり上げていくことが重要となっています。

また、分権型社会では、自己決定・自己責任の原則に基づき「自らのまちは自ら創る」という理念の下、地域の特色を生かした個性豊かで活力ある地域社会の実現に向けた取り組みを進めることが重要となっています。

このため、住民、事業者、地域組織、ボランティアなど多様な主体と行政が、それぞれの果たす役割と責任を認識し、連携・協力しながらまちづくりを進めていくことが求められています。

## 7 男女共同参画社会への取り組み

女共同参画社会の実現に向けては、男性と女性がそれぞれに自立したひとりの人間として、真に対等平等な立場で家庭や地域、職場、学校などのあらゆる場面に参画でき、互いに個性を認め合い、健康で明るく、個性と能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。





## 8 SDGs と連動した計画の推進

SDGsは、2015年の国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国際目標です。17のゴールとそれを更に具体化した169のターゲットが掲げられており、「誰一人取り残さない」を理念とし、2030年までに達成することを目指しています。国は、平成28年に決定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本計画に掲げる基本施策は、SDGsと重なる部分が多くあり、本計画を推進することは、SDGsの達成に寄与するものと考えことから、各施策の項目に、SDGsの目指す17のゴールを関連づけることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進する必要があります。

※図表 SDGsの17の目標







## II 基本構想

---



## まちづくりのテーマ

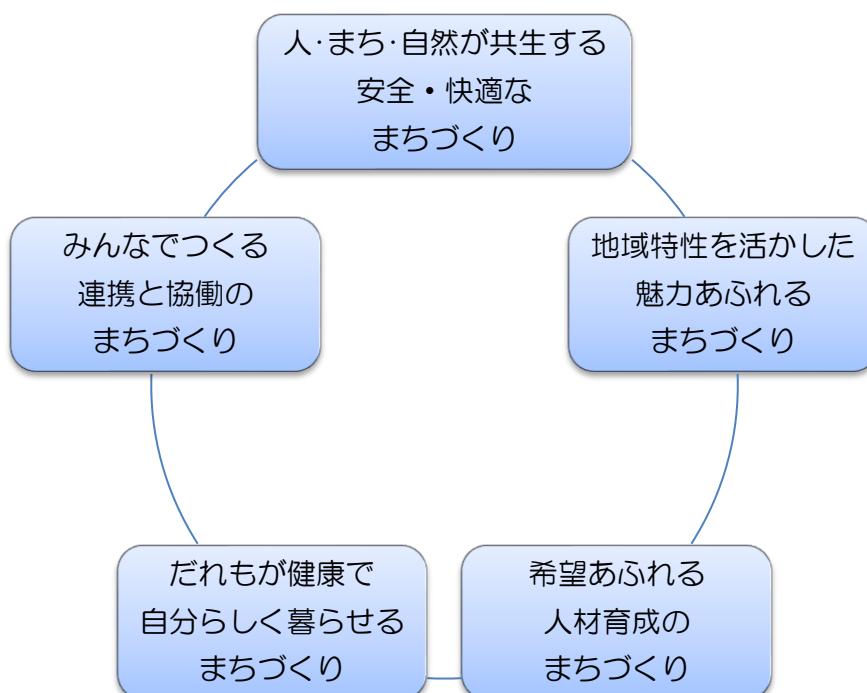
人・夢・心がつながるまち とうま  
～ 次世代に責任がもてる「未来」の創造 ～

人と環境と活気の調和で築く持続可能なまちづくり

『食育・木育・花育』で心を育む『心育』によるまちづくり

開町130年を迎えた当麻町 先人が知恵と汗で築いた我が郷土を受け継ぎ、心通わせ「つながり」の力で、次の世代へ誇れる持続可能なまちづくりを目指します。

### まちづくり計画の体系





## 第2章 施策の大綱

## 第1節 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり

## 生活環境の整備

豊かな自然環境を保全し、資源を活用しながら自然に負荷をかけない地域循環型社会の形成に向けた環境・地球温暖化対策の取り組みをはじめ、環境にやさしい人と自然が共生する快適な生活環境の確保を図るため、計画的な土地利用、情報通信基盤の充実、道路交通網の整備など社会基盤の充実を図るとともに、多様な価値観、生活様式の変化に対応し、愛着と誇りを持って住み続けたい、住んでよかったと思える移住・定住の取り組みを促進します。

また、消防・救急・防災体制の充実、交通安全・防犯対策を推進し、災害に強く、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めます。

## 第2節 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり

## 産業の振興

農業を基幹産業に、水稻をはじめとする高品質農作物の産地形成により、当麻ブランドの確立を図り発展してきましたが、農業の持つ多面的機能の充実、食料自給力の向上に貢献する生産性の向上など、担い手が将来にわたり意欲と希望を持って取り組める魅力ある施策の展開、農地の集積などを促進します。

林業は、森林の公益的機能を発揮させるため、適正な森林整備により維持向上を図るとともに、森林認証制度の普及など地材地消の取り組みを推進します。

商工業は、商工会と連携し個性豊かな魅力ある商店街の活性化、地場産業、企業立地の推進を図り、観光は、観光情報の発信などに努め、地域資源、自然環境、地理的条件など地域の特性を生かした活力あふれるまちづくりを進めます。

## 第3節 希望あふれる人材育成のまちづくり

## 生涯学習の推進

学校教育は、未来を担う子どもたちが学ぶ意欲を高め確かな学力を身につけ、創造性豊かな心を育み、心身ともに健康でたくましく成長できるよう、学校、家庭、地域が連携した取り組みを推進し、社会全体で調和のとれた教育環境の充実を図ります。

社会教育は、風土に根ざした芸術・文化の創造と生きがいのある豊かな人生をめざした学習活動を推進するとともに、健康でうるおいと活力のある生活を築くため、自らが参画するスポーツ活動を推進するなど、自ら学ぼうとする意欲を高め、生涯にわたって学び続けられる教育環境の充実を図り、希望あふれる人材育成のまちづくりを進めます。



## 第4節 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり

### 健康づくりと福祉の充実

少子高齢化や核家族化の進行に対応して、住み慣れた地域で安心して自立した生活や自身が望む社会生活が送れるよう、健康づくり、疾病予防、介護予防、悪化予防に取り組み、ライフステージに応じた適切な保健サービスや、医療・介護・福祉サービスの連絡調整など、必要なサービスの支援・提供を推進します。

また、感染症予防やこころの健康の知識の普及啓発を進め、地域ぐるみで健康づくりを推進できるよう地域における相談体制の充実を図り、高齢者や障がいのある方への支援体制の充実など、誰もが幸せを実感し、ともに支え合い、助け合い、住み良さが実感できる地域福祉の実現に向けて取り組みを進めます。

子育て支援は、地域で安心して子育てができる環境づくりのため、相談・情報交換や交流ができる場の提供、保育サービスの充実に努め、子どもたちの健やかな成長を支援します。

## 第5節 みんなでつくる連携と協働のまちづくり

### 地域活動の推進と行財政運営

将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域資源を生かすことでまちの可能性を引き出し、住民、地域、団体組織などと行政が協力し、官民連携でみんなが参画するコミュニティの形成が必要であることから、地域ならではの豊富な人材力を生かし、人づくりが互いに作用し好循環を生み出せるような環境を整備することができるよう、共働のまちづくりを進めます。

また、高度化、多様化する住民ニーズに応え、計画的で効率的、効果的な行政運営により、的確な行政サービスの提供に努め、足腰の強い健全な財政運営を進めます。



人・夢・心がつながらるまちとうま

次世代に責任がもてる「未来」の創造

第1節

人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり  
【生活環境の整備】

- 1 土地利用
- 2 景観形成
- 3 住環境
- 4 公園・広場
- 5 葬斎場・墓地
- 6 道路交通網
- 7 情報通信
- 8 ゴミ処理・リサイクル
- 9 環境・地域温暖化対策
- 10 水資源・上水道
- 11 下水道・浄化槽
- 12 消防・救急体制
- 13 防災
- 14 河川環境
- 15 交通安全
- 16 防犯・消費者対策

第2節

地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり  
【産業の振興】

- 17 農業
- 18 林業
- 19 商工業
- 20 観光

第3節

希望あふれる人材育成のまちづくり  
【生涯学習の推進】

- 21 幼児教育
- 22 学校教育
- 23 社会教育
- 24 芸術・文化活動
- 25 スポーツ振興

第4節

だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり  
【健康づくりと福祉の充実】

- 26 健康づくり
- 27 医療
- 28 子育て支援
- 29 高齢者福祉
- 30 障がい者福祉
- 31 地域福祉
- 32 社会保障

第5節

みんなでつくる連携と協働のまちづくり  
【地域活動の推進と行財政運営】

- 33 地域コミュニティ
- 34 男女共同参画
- 35 広報・公聴
- 36 行政運営
- 37 財政運営



## Ⅲ 基本計画










# 総合計画の各施策とSDGsの関係

SDGs（持続可能な開発目標）は、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴール及び細分化された169のターゲットから構成されています。

すべての町民が快適を実感できるまちを目指す本町において、SDGsの理念「誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」は、町政推進においても大変意義深いものであることから、17のゴールに照らして総合計画の各施策を推進することとします。

ゴール	ゴールの内容と自治体行政の役割
	<p><b>【ゴール1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b></p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての町民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p><b>【ゴール2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b></p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p><b>【ゴール3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b></p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p><b>【ゴール4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</b></p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
	<p><b>【ゴール5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う</b></p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p><b>【ゴール6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b></p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p><b>【ゴール7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</b></p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
	<p><b>【ゴール8】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</b></p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>



ゴール	ゴールの内容と自治体行政の役割
 <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>【ゴール9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</b></p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>【ゴール10】各国内及び各国間の不平等を是正する</b></p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>【ゴール11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b></p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>【ゴール12】持続可能な生産消費形態を確保する</b></p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには町民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、町民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>【ゴール13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b></p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>【ゴール14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b></p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われていています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>陸の豊かさも守ろう</p>	<p><b>【ゴール15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b></p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>【ゴール16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</b></p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの町民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>【ゴール17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</b></p> <p>自治体は公的/民間セクター、町民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>



### Ⅲ 基本計画

#### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

## 1 土地利用

関連 SDG s



### 現状と課題

- 土地は限られた資源であり、その利用計画については、自然を守り未来へ持続可能な形でつなげるよう土地利用を図っていく必要があります。
- 農業を基幹産業とする本町において、農地の有効利用を図るため、作業効率の向上による規模拡大や、豊かな農村環境の形成のため生態系に配慮した土地利用など、農業経営の安定的発展を促進しています。
- 町土の約6割を占めている森林地域は、良好な自然環境を担う重要な地域であり、CO<sub>2</sub> を吸着し、カーボンニュートラルに大きく貢献する森林の機能を最大限に発揮するため、将来にわたって持続可能な整備をしていく必要があります。
- 市街地における宅地造成により、住宅地域の拡大を行ってきましたが、旧造成団地の高齢化による地域コミュニティの低下や危険空き家の増加が懸念されることから、既存の宅地を循環させ、良好な住環境を維持していく必要があります。
- 近年、宇園別地域における大手小売店の進出により、町内へ企業進出の注目が高まっていることから、企業立地を促進し雇用機会の拡大を図っていく必要があります。

#### 【地目別土地面積の状況】

区分	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積 (km <sup>2</sup> )	204.90	42.40	6.01	3.98	123.32	3.85	2.00	23.34
構成比 (%)	100.0	20.7	2.9	1.9	60.2	1.9	1.0	11.4

資料：固定資産概要調書（令和4年1月現在）



## 基本方針

### 【総合的・合理的な土地利用の推進】

○恵まれた自然環境を保全し、良好な生活基盤の調和を図るため、農業地域、森林地域、住宅地域および工業等用地などの総合的・合理的な連携の中で土地利用を進めます。

### 【計画的で持続可能な土地の整備】

○将来に向け持続可能な地域をつくるため、長期的展望に立ち環境と調和した土地利用推進と、公園・宅地・住宅などの整備を図り、魅力ある社会環境づくりに努め、移住・定住の取り組みを促進します。

## 主要施策

主要施策	取組内容
土地利用の推進	良好な生活基盤の調和を図るため、総合的・合理的な土地利用を進めます。
農村地域産業導入地区への企業立地促進	企業立地を促進し、雇用機会の拡大を図ります。



## Ⅲ 基本計画

### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

## 2 景観形成

関連 SDGs



### 現状と課題

- 本町にふさわしい景観づくりを進めるため、気候風土や景色、街並みを生かした文化を育む個性豊かな景観づくりを進めていく必要があります。
- 商店街では、空き店舗や老朽化による景観の阻害が懸念され、店舗を含めた景観を、総合的に検討する必要があります。
- 商店街には花を飾り、農村地区では地域住民が集う場所に花壇を美しく飾ることで美しい景観を演出しています。今後とも、景観の演出を継続する必要があります。
- 当麻山のスポーツランドには、町内外から利用者が訪れていますので引き続き景観に配慮した施設整備に努める必要があります。
- 公共施設などの公共物の整備にあたっては、街並みや自然景観など周辺環境に配慮し、景観の魅力を高める取り組みを進めていく必要があります。
- 都市部では外で遊ぶ場所が限られていることから、子どもたちが花や木とふれあい学ぶ場所としてくるみなの庭を中心とした花育施設の推進が必要です。

### 基本方針

#### 【花のまちづくりの推進】

- 市街地の明るく美しい景観を創出することで、商店街に賑わいを創り、気持ち良く過ごしてもらえる環境づくりを推進して、市街地の活性化を図ります。また、花のまちづくりへの関心を高め、花いっぱいの景観づくりを進めます。

#### 【周辺環境と調和した施設整備】

- 公共施設の整備にあたっては、周辺の環境などと調和した魅力ある景観づくりに配慮し、永く親しまれる公共空間としての施設整備を推進します。

#### 【花育の推進】

- 子どもたちの五感を育て遊びと学びの場としてくるみなの庭を中心とした環境整備を推進します。

### 主要施策

主要施策	取組内容
花のまちづくりの推進	市街地に明るい景観を創り、商店街の賑わいを創出します。花のまちづくりへの関心を高め、花による景観形成を進めます。
花育の推進	くるみなの庭を中心とした花育施設の環境整備を図ります。



### 3 住環境

#### 現状と課題

#### 関連 SDGs



- これまでにおける、宅地分譲地の造成や新築時の補助などで、転入者が転出者を上回る社会増に転じるなど人口減少の抑制に効果を上げています。引き続き定住・移住を促進させるためにも、快適な住環境の整備が必要です
- 特別豪雪地帯である本町は、北国の快適な住生活を実現するため、克雪対策を講じる必要があります。
- 住宅セーフティネットの機能を担う公営住宅および定住住宅は、経年化に対し適正な維持管理を行う必要があります。
- 耐震基準に適合していない、民間住宅耐震化の促進を図る必要があります。
- 町産木材の利用拡大を図り、地場産業の振興を推進する必要があります。
- 人口減少に伴い空き家や空き店舗が増えており、地域住民への危害が懸念されるため、対策を図る検討する必要があります。
- 武道館は市街の中心部にあり、収容人数や設備も充実し、大変利便性の良い施設ですが昨今の葬儀形態の変化に応じ、今後の状況を把握しながら施設の維持管理に努める必要があります。

#### 基本方針

##### 【融雪槽等の設置補助】

- 融雪槽等の設置整備に対し、補助金を講じ克雪対策を推進します。

##### 【公営住宅の維持】

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な改修を実施し、長寿命化を図ります。

##### 【民間住宅の良質なストック形成】

- 適切な支援と誘導を行い、良質な住宅ストックの形成を図ります。

##### 【地域材の活用促進】

- 民間戸建住宅の建築に対し、地域産木材を活用する個人に支援をすることで、地場産業の振興を推進します。

##### 【空き家等対策の推進】

- 空き家・空き店舗等について、適切な管理や利活用の促進など総合的な対策を図ります。



## Ⅲ 基本計画

### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

#### 【武道館維持管理の検討】

- 武道館は本町において、唯一の公共葬儀場として事業効果は大変大きく、その反面、大規模改修工事後年月が経過しているため、今後は維持管理経費の増大が見込まれます。将来的な施設継続を含め検討をしていく必要があります。

#### 主要施策

主要施策	取組内容
融雪槽等設置補助事業	融雪槽等の設置に対して支援を行います。
公営住宅等ストック総合改善事業	計画的な改修を実施し、長寿命化を図ります。
定住住宅改修事業	計画的な改修を実施し、長寿命化を図ります。
民間住宅・建築物耐震化促進事業	民間住宅等の耐震化の推進を図るため、耐震改修に対して支援を行います。
町産材活用促進補助事業	戸建住宅を建築する際、町産木材を活用する個人に対し建築費の支援を行います。
公営住宅等管理事業	既存住宅の維持管理を行います。
空き家等対策事業	空き家等の適正な管理を促し、利活用に対し支援を行います。
武道館改修事業	適切な管理運営に努め、武道館改修等の施設および環境整備を進めます。





## 4 公園・広場

関連 SDGs



### 現状と課題

○本町には、14個所の公園と広場があり、町民をはじめ町外の方々にも憩いの場として広く利用されていることから、景観の保全と安全を確保し、安心して利用できるよう維持管理に努める必要があります。

#### 【公園・広場一覧】

当麻町屯田開拓公園	小沢ダム公園
当麻北部地区農村広場	つつじ公園
旧神社跡公園	竹のこひろば
鍾乳洞グリーンパーク	アカシヤ児童公園
当麻農村公園	青空公園
当麻町開基100年記念歴史公園	とんでんチビッコ公園
駅前公園	ひだまり公園

### 基本方針

#### 【公園の整備および維持管理】

- 公園の維持管理を地域と共に進めます。
- 公園遊具を安全に利用できるよう定期的に点検を実施します。

### 主要施策

主要施策	取組内容
公園管理事業	公園の維持管理と遊具の安全点検を実施します。

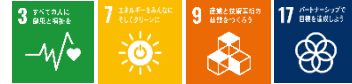


## Ⅲ 基本計画

### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

## 5 葬斎場・墓地

関連 SDG s



### 現状と課題

- 葬斎場については、平成5年に改築され近代化設備を取り入れた、明るく清潔感のある施設として整備いたしました。が、年数も経過していることから老朽化が進行し、補修計画に基づいて施設の整備をしていく必要があります。
- 本町の墓地は当麻山山麓と東地区の2カ所あり、区画数は当麻墓地2,006区画（新墓地477区画、旧墓地1,529区画）、東墓地181区画となっています。墓地の整備については、要望に応え年次計画で区画造成され景観も良い状態となっていますが、平成30年から令和3年にかけて墓地内通路および参道の舗装補修を計画に基づき行っています。

### 基本方針

#### 【葬斎場・墓地環境の整備】

- 葬斎場および墓地について、施設の適切な管理運営を行い、また、老朽・劣化部分については年次計画により整備を行い、良好な環境を保持できるよう努めます。

### 主要施策

主要施策	取組内容
葬斎場・墓地環境の整備	施設の適切な管理運営を行い、また、老朽・劣化部分の整備・補修を行い、良好な環境を保持できるよう努めます。





## 6 道路交通網

関連 SDG s



### 現状と課題

- 本町の道路交通網は、国道1路線、道道5路線の幹線道路と、これら接続する町道218路線によって形成されています。
- 道道愛別当麻旭川線は、旭川空港から高規格道路愛別インターチェンジへの交通量増加に伴い改良舗装等の整備が必要です。
- 町道は、住民の生活道路であることから、経年劣化による道路の2次改築や側溝等道路付属施設の補修が必要です。
- 町道に架る橋梁は89橋あり、うち3橋は木橋と混合橋であることから荷重制限を設けており、今後は架替えまたは廃橋について検討する必要があります。
- 冬期間における道路交通の確保には、除排雪作業の実施と交差点等のスリップ防止材散布による安全対策が必要です。
- 安定的な除排雪作業を確保するため、計画的な除排雪機械の更新とオペレーター確保が必要です。
- 地域公共交通は、JR、道北バスが運行されていますが、感染症の流行や燃料等の高騰など、情勢の変化に伴い厳しい経営状況が続いています。住民の日常生活に不可欠なインフラであるため、ひき続き運行体制の維持に努めていく必要があります。
- 高齢化が進む中、車を持たない高齢者が買い物や地域活動への参加などに支障をきたしていることから、移動手段の確保について検討する必要があります。

### 基本方針

#### 【道路環境の整備】

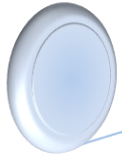
- 道道愛別当麻旭川線等の改良舗装等については、管理主体へ早期実施について要望いたします。
- 町道の改良舗装および維持補修は、年次計画に基づき整備を進めます。

#### 【橋梁の整備】

- 橋梁補修等は、平成24年度策定、令和元年度に改訂した橋梁長寿命化修繕計画に基づき整備を進めます。

#### 【冬期除排雪体制の確保】

- 直営および委託除雪により、効率的な除排雪作業を進めます。
- 除排雪機械の使用状況等を勘案し、計画的に更新します。
- 持続可能な道路除雪を目指し、各種安全装置の導入を進め省力化を図ります。



### Ⅲ 基本計画

#### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

#### 主要施策

主要施策	取組内容
道路整備事業	未改良道路の改築を実施し、生活道路の環境を整備します。
舗装修繕事業	劣化した舗装路面のオーバーレイ等を実施し、生活道路の環境を整備します。
側溝整備事業	劣化した道路側溝の修繕を実施し生活道路の環境を整備します。
橋梁長寿命化修繕事業	橋梁の修繕を実施し、長寿命化を図ります。
道路維持車輛整備事業	計画的な車輛の導入、更新することにより安定的な道路維持業務の実施を図ります。
除雪業務支援設備導入事業	作業効率と安全確保のため、GPS を活用した管理システムの導入など、業務の省力化、遠隔化、自動化を進めます。



## 7 情報通信

関連 SDG s



### 現状と課題

- 全町域での情報通信基盤施設の整備により、高速インターネットが利用できる環境が整っているほか、地上デジタルテレビ放送再送信を行い良好なテレビ視聴が可能となっています。また、防災行政告知端末を通じて防災・行政情報などを音声で伝達しています。
- 本町の情報通信基盤施設は光ケーブルと銅線を使用したもの（HFC形式）のため、この通信線を使用してサービスを提供している旭川ケーブルテレビ(株)のインターネットサービスは光通信ではありません。光通信が可能な通信基盤を整備する場合“FTTH形式”と呼ばれるオール光ケーブルへの張替えが必要となり高額な経費が掛かります。一方、光通信であるNTT東日本のインターネットサービス「光フレッツ」は、町内の約87%をカバーしていますが、全町域ではないことから、情報通信の格差が生じています。大容量通信の可能なインフラを見据えた計画的な管理運用を行っていく必要があります。

### 基本方針

#### 【情報通信の管理運用・有効活用の推進】

- 生活者の視点で情報通信基盤施設等の計画的な管理運用、有効活用を推進します。

### 主要施策

主要施策	取組内容
ケーブルネットワーク管理運用	全町域に整備した情報通信基盤施設を有効活用するとともに、計画的な管理運用を推進します。



### Ⅲ 基本計画

#### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

## 8 ゴミ処理・リサイクル

### 現状と課題

関連 SDG s



- 本町におけるゴミ処理は、愛別町外3町塵芥処理組合（愛別町・当麻町・比布町・上川町）で処理されていますが、生活様式の変化に伴い、ごみの量や質は大きく変化し、現在ごみの収集は、市街地区は戸別収集、農家地区は拠点収集を行いつつ、平成30年度より農家地区在住の高齢者世帯の希望者を対象に戸別収集を行っていますが、将来の農家地区の戸別収集実施に向けて、収集体制の見直しを検討する必要があります。
- 分別リサイクルを実施していますが、ごみの減量化と資源の有効利用、リサイクル運動の推進等、意識の高揚を図る必要があります。

【ゴミ処理の推移】

年度 \ 区分	処理人口 (人)	年間処理量 (t)	備考
平成13年	7,814	2,609	
平成18年	7,618	3,204	
平成23年	7,133	2,553	
平成28年	6,585	2,591	
令和3年	6,258	2,766	

(資料：税務住民課)

【リサイクル（資源化）の推移】

年度 \ 区分	処理人口 (人)	年間処理量 (t)	備考
平成29年	6,544	186.7	
平成30年	6,465	165.3	
令和元年	6,397	169.7	
令和2年	6,342	160.8	
令和3年	6,258	166.8	

(資料：税務住民課)



### 基本方針

#### 【廃棄物の3Rの推進】

○廃棄物の3R・抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）を行い、環境負荷の低減を目指した循環型社会を構築し、クリーン当麻の実現に努めます。

### 主要施策

主要施策	取組内容
廃棄物の3R（抑制、再利用、再生利用）の推進	循環型社会の形成に向けた取り組みを推進します。



## Ⅲ 基本計画

### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

## 9 環境・地球温暖化対策

### 現状と課題

#### 関連 SDGs



- 市民が健康で安全な生活を送る環境を維持するうえにおいて、公害を未然に防止する意識の普及と監視を行い、快適な生活環境の保全に努めていく必要があります。
- 地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。こうした気象災害を背景に日本では 2020（令和 2）年 10 月に、「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言し、そのことを基本理念として織り込んだ「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正されるなど、脱炭素社会に向けた取組が加速化しています。地方公共団体の中でも、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明する団体が増えつつあり、本町においても、令和 4 年 3 月 2 日に当麻町「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。
- 町土の約 6 割を占める森林は、カーボンニュートラル実現に大きな役割を担う資源であり、バイオマスエネルギーとして役場庁舎のボイラーにも活用されています。循環型林業を推進しながら地域特性を生かしたエネルギーとして活用していく必要があります。
- 公共施設の多くは、化石燃料を主としたエネルギーで賄われており、設備については更新に伴い省エネルギー設備に移行しています。今後は積極的な新エネルギーの導入や省エネルギー設備への更新を進める必要があります。
- 地球温暖化への関心を高め、太陽光・小水力・バイオマスなどの地域特性を生かした再生可能エネルギーへの転換や省エネルギーの促進を図り、脱炭素への取り組みを進める必要があります。

### 基本方針

#### 【公害防止対策の推進】

- 公害の防止について、市民および事業者の公害防止意識の高揚を図るための広報・啓蒙活動を推進します。

#### 【公共施設等への省エネルギー・再生可能エネルギー導入】

- 公共施設・公共インフラにおける更新・改修時の省エネ性能向上と再エネ設備の導入および、公用車更新における電気自動車や水素燃料自動車などの導入を推進します。

#### 【再生可能エネルギー導入の取り組み促進】



第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり  
【生活環境の整備】

○地球環境へ及ぼす負荷を低減するため、本町の地域特性を生かした再エネ導入の取り組みを促進します。

【地球温暖化対策の普及啓発】

○地球温暖化への関心を高め、町民の行動変容を促し脱炭素社会へと移行していけるよう、普及啓発を行います。

主要施策

主要施策	取組内容
公害防止意識の啓蒙	町広報へ掲載し意識の高揚を図ります。
地方公共団体実行計画策定事業	脱炭素の取組を推進するために、町域における再エネ等ポテンシャルの整理・導入可能性の調査分析を行い実行計画を策定します。
住宅用太陽光発電設置補助事業・木質燃料ストーブ等設置補助事業	住宅用太陽光発電設備や木質燃料ストーブ等の設置費に対して支援を行います。
地球温暖化に関する普及啓発の推進	地球温暖化への関心を高め、再エネ導入や省エネの必要性について意識の啓発に努め、町民や事業者に求められる取り組みを促進します。



### Ⅲ 基本計画

#### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

## 10 水資源・上水道

### 現状と課題

関連 SDGs



- 水道は、石狩川の伏流水や地下水を原水とし、水利は確保されています。
- 人口減少に伴い料金収入が減少するなか、施設老朽化に伴う修繕や更新費用の増加により水道事業の経営は厳しさを増しています。
- 水道水の安定供給のため、老朽化に伴う施設の更新が必要です。
- 水道業務に携わる労働者不足が深刻化していることから、業務の効率化を図る必要があります。

【給水人口の推移】

年度	区分	行政区域内人口 (人)	給水人口 (人)	有収水量 (m <sup>3</sup> )
平成 23 年度		7,135	6,423	562,210
平成 28 年度		6,585	6,034	560,643
令和 3 年度		6,258	5,756	547,460

【漏水事故件数の推移】

年度	区分	送配水管 (件)	給水管 (件)	その他 (件)	合計 (件)
平成 23 年度		15	19	0	34
平成 28 年度		11	20	0	31
令和 3 年度		19	18	1	38

### 基本方針

#### 【安全・安心な水の確保】

- みどり豊かな自然環境を保全し、人と水の調和のとれた生活環境への取り組みを推進します。

#### 【安定した水の供給】

- 浄水場の維持管理を適正に行い、安全で安心な水の供給に努めます。
- 経営戦略に基づき適正な事業経営を行います。
- 定期的に管路の漏水調査を実施し、安定供給に努めます。
- 計画的に老朽施設の更新を進めます。





第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり  
【生活環境の整備】

【業務の効率化】

○各設備の増強や業務の遠隔化、自動化等について検討を進め、業務の効率化を推進します。

主要施策

主要施策	取組内容
安全・安心な水の確保	水資源の保全に努めると共に、水質検査の実施など、適正な水質管理を図ります。
安定した水の供給	水道の安定供給のため、計画的に水道施設、老朽管の更新を進めます。
業務の効率化	流量監視設備増設、配水池ロボット清掃等業務の効率化について検討を進めます。



### Ⅲ 基本計画

#### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

## 11 下水道・浄化槽

### 現状と課題

関連 SDGs



- 公共用水域の保全や生活環境の向上を図るため、下水道や合併処理浄化槽の整備をする必要があります。
- 下水道事業の効率的な管理運営に資するため、施設の長寿命化を図る必要があります。
- 下水道区域外における合併処理浄化槽整備促進を図る必要があります。
- 下水道業務に携わる労働者不足が深刻化していることから、業務の効率化を図る必要があります。
- し尿は、昭和41年から大雪浄化組合（比布町・愛別町・当麻町）を設置しておりますが、処理施設の老朽化に伴い年次計画により設備延命化の更新を進めています。

【公共下水道整備状況】

区分 年度	認可計画 人口 (人)	認可計画 面積 (ha)	整備面 積 (ha)	対認可 整備率 (%)	汚水管 整備量 (km)	雨水管 整備量 (km)
平成23年度	3,800	129.7	122.6	94.5	29.7	2.5
平成28年度	3,610	134.7	124.2	92.2	29.7	2.5
令和3年度	3,400	134.7	124.3	92.2	30.4	2.5

(資料：建設水道課)

【公共下水道普及状況】

区分 年度	行政区域内 人口 (人)	整備人口 (人)	普及率 (%)	水洗化 人口 (人)	水洗化率 (%)
平成23年度	7,133	3,973	55.7	3,736	94.0
平成28年度	6,585	3,757	57.1	3,586	95.4
令和3年度	6,258	3,772	60.3	3,647	96.7

(資料：建設水道課)

【合併処理浄化槽の推移】

区分 年度	行政区域内 人口 (人)	下水道 未整備人口 (人)	水洗化 人口 (人)	水洗化率 (%)
平成23年度	7,133	3,160	1,935	61.2
平成28年度	6,585	2,908	1,929	66.3
令和3年度	6,258	2,486	1,813	72.9

(資料：建設水道課)



第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり  
【生活環境の整備】

【し尿処理の推移】

年度	区分	処理人口 (人)	年間処理量 (t)	備考
平成23年度		1,282	1,208	
平成28年度		1,116	1,061	
令和3年度		793	820	

(資料：税務住民課)

基本方針

【水洗化の推進】

- 下水道未整備箇所の利用計画に合わせ下水道施設を整備します。
- 下水道ストックマネジメント計画に基づき管渠カメラ調査等を実施し、漏水発生箇所の特定制と劣化状況を把握し、陥没事故等の防止と施設の長寿命化を図ります。

【合併処理浄化槽の設置促進】

- 下水道区域外のし尿処理は、合併処理浄化槽の整備により家庭雑排水の処理を含め、水質汚濁防止・生活環境の改善を図ります。
- 合併処理浄化槽設置整備に対して補助金を講じ普及を推進します。

【業務の効率化】

- 各設備の増強や業務の自動化、マッピングシステム導入についての検討を進め、業務の効率化を推進します。

主要施策

主要施策	取組内容
下水道ストックマネジメント事業	計画に基づき、管渠カメラ調査等により施設状況を把握します。
合併処理浄化槽設置整備補助事業	合併処理浄化槽設置者に対し、設置・維持管理経費に対して支援を行い、普及促進を図ります。
公営企業会計移行事業	公営企業会計システム導入を進めます。
下水道台帳システム導入事業	施設台帳システムの導入を進めます。



## Ⅲ 基本計画

### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

## 12 消防・救急体制

関連 SDGs



### 現状と課題

- 本町の消防の歴史は、明治42年私設消防組発足以来、消防体制の強化・改善、消防業務の拡大化と変革を重ねながら、地域の防火・防災のため、消防職団員の確保・消防施設整備を随時実施してきました。また、警防・予防業務の万全化、消防教育訓練の充実や消防団の活性化等を図りながら、町民の生命・財産の保護に努めてきています。  
昭和49年には近隣5町で広域消防体制の確立に向けて上川中部消防組合を設立、平成26年3月に上川中部消防組合が解散し4月より大雪消防組合として新たな体制となりました。
- 平成23年度に職員17名に増員し平成24年度より隔日勤務を始め10年が経過しました。その間退職者2名で2名の新採用があり、令和4年度に1名が退職し令和3年度に1名、また本部職員派遣のため令和5年度に1名が新採用となります、その後14年間定年退職者がいないため職員の高齢化およびその後の年齢バランスの偏りが問題と考えます。
- 平成27年に鉄筋コンクリート造2階建て個室当直室、停電時においても7日間電気を供給できる非常電源設備を完備した消防署となり災害において地域防災拠点施設を担っております。  
しかし、事務所では旧庁舎からの机、書棚を使用しており古いものでは昭和の物もあり老朽化により破損等があるため、事務所机・書棚を一新したいと考えます。また駐車場においても凍結により凍上し水たまりにより職員玄関の出入りに支障をきたす状態で修繕が必要と考えます。
- 消防分団庁舎は老朽化により建て替えを行っておりますが、建築10年を経過した分団庁舎においては屋根塗装の塗替えの検討が必要と考えます。
- 消防団員数は年々減少傾向にあり国においても対策を考慮しているところであります。近年増加している大地震や風水害等の自然災害から地域の住民を守るためにも、地域防災の要である消防団の人員確保、充実強化等、地域防災力の取組みが必要となっています。
- 消防車両は平成8年式消防ポンプ自動車（消防団）および平成6年式消防タンク車（消防団）平成18年式の消防タンク車（鳳凰）他2台が老朽化により今後故障が見込まれるため更新の必要な時期となっています。また平成21年導入の救助器具においても老朽化により更新が必要と考えています。
- 救急隊が現場に到着するまでの時間に一般住民（バイスタンダー）の応急手当の実施がまだ6割を切るのが現状で救命率の向上に大きく貢献するためにも積極的な応急手当の実施が重要となっています。
- 住宅火災による死者数は、新築住宅については住宅用火災警報器の設置が義務付け、既存住宅においては設置の呼びかけで年々減少傾向にありますが、死者の7割が高齢者（65歳以上）となっています。全国においても高齢者介護施設火災による死者



第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり  
【生活環境の整備】

の報道を見ますが、今後高齢化が進むにつれて高齢者の死者数は更に増加すると予想されます。

火 災 発 生 推 移

年 区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
発生件数（件）	5	1	2	5

（資料：当麻消防署）

救 急 件 数 の 推 移

年 区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
発生件数（件）	297	332	276	268
搬送人員（人）	249	294	242	233

（資料：当麻消防署）

基本方針

【消防防災体制の充実強化】

○消防署・団車両および装備品等を更新し、役場防災監と協力し役場職員と図上訓練等を行い集中豪雨等の自然災害や火災・事故等の現場指揮体制の確立を図り消防防災体制を強化に努めます。

また、消防職員体制についても現状のままだと年齢に偏りがあり災害出動隊編成にも影響がでてくるため、20年後を見据えた年齢バランスのよい採用に努めます。

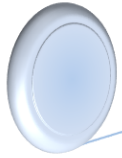
【救急業務の充実強化と応急手当の普及啓発】

○救急業務については、傷病者の救急救命率の向上のため、救急救命士を中心に救急隊の生涯学習を行いながら、高度救命処置用資機材の整備充実に努めるとともに医療機関と連携をして、町民の安全を確保します。

町民に対しては、AEDによる除細動の内容を組み入れた普通救命講習等を通じて応急手当の普及啓発を実施し傷病者の救命率の向上を図ります。

【防火意識の高揚と火災予防の強化】

○逃げ遅れ等による死者数を減少させるため、町民の防火意識の高揚と予防査察等を行い関係機関の指導の強化を図ります。



### Ⅲ 基本計画

#### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

##### 【消防団の充実強化と消防団入団事業の推進】

○地域防災力の低下が懸念されるため、消防団員確保のための取組みを積極的に推進します。

#### 主要施策

主 要 施 策	取 組 内 容
消防防災体制の充実強化	消防庁舎・分団庁舎施設改修および備品の更新を行う。 消防車両で25年から30年経過車両の更新。 救助器具経年劣化のため更新。
消防団の充実強化と消防団入団事業の推進	20年後を見据えた年齢バランスを考えた職員採用。 役場、農協または企業に消防団への入団促進を行う。
防火意識の高揚と火災予防の強化	高齢化に伴い火災時の逃げ遅れ等を回避するための呼びかけ、町民の防火意識向上、住警器設置促進と火災を出さない町づくり
応急手当の普及啓発	応急手当普及のため SNS 等で呼びかけや講習会を行う。



## 13 防災

関連 SDG s



### 現状と課題

- 本町における近年の災害の発生状況は、台風、大雨等による洪水等の自然災害によるものとなっています。大きな災害の少ない地域ではありますが、住民の災害に対する認識や防災意識の高揚が求められます。
- 災害の未然発生はもとより被害を最小限にとどめるため、災害が発生した場合の迅速かつ的確に対応できる体制と災害に強い環境を計画的に整備するとともに、当麻町災害時備蓄計画に基づき行政備蓄品を確保していく必要があります。
- 洪水時における被害を最小限にするため、森林の水源かん養機能の向上を図るとともに河川状況を敏速かつ正確に把握し、危険水域住民への情報伝達と水防体制の整備ならびに要避難者が避難所で利用する備蓄品の確保に努める必要があります。このため、町内の各河川に設置している関係機関の河川情報や防災気象情報により、地域防災計画で示す異常気象時における避難指示等の発令などの情報伝達体制を整備する必要があります。

### 基本方針

#### 【防災体制の整備】

- 災害発生時の対応には、町内会などを中心とした住民組織との協力体制が欠かせないことから、住民への防災意識啓発に努め相互連携の強化や、迅速な防災情報の提供、防災関係機関との防災情報共有化に努め、地域防災力の向上を図ります。
- 災害に対応すべく、行政備蓄品の確保を計画的に進めるほか、災害備蓄拠点施設を整備し、住民の生命、財産を災害から保護する環境の醸成について取り組みを進めます。
- 一般住宅・事業所、既存・新設公共施設への太陽光発電・蓄電池設置を促進・支援し、防災・減災機能を向上するための整備を進めます。

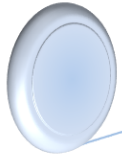
#### 【治山対策】

- 山地災害防止のため森林の造成や森林整備および治山事業により、土砂災害などの防止に努めます。

#### 【治水対策】

- 大雨時に洪水が予想される河川等のパトロール実施および補強等を事前に実施し、被害の発生防止に努めます。





## Ⅲ 基本計画

### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

#### 主要施策

主要施策	取組内容
防災意識の啓発	住民（町内会）にハザードマップの見方、自助・共助（自主防災組織）の重要性等を啓蒙し、防災・減災への意識の高揚を図ります。
災害時行政備蓄品の確保	当麻町災害時備蓄計画に基づき、避難所に必要な行政備蓄品（食料、備品等）を確保します。
防災備蓄拠点施設整備	行政備蓄品を集中保管し、災害時に避難所のニーズに合致した備蓄品を迅速かつ的確に充当できる体制を確保します。また、災害発生時の活動拠点としても運用し、太陽光発電等の自然エネルギーを活用した災害時にも機能を発揮できる体制を整備して、防災・減災力の向上を図ります。
治山事業	保安林における自然環境に配慮した治山事業を関係機関と協議し進めます。
治水事業	洪水が予想される河川等のパトロールの実施および事前補修等により被害発生防止に努めます。



## 14 河川環境

### 現状と課題

関連 SDGs



- 本町の河川網は、国直轄の1河川（石狩川）、北海道が管理する7河川（牛朱別川、当麻川、ポン牛朱別川、清水川、石渡川、熊ノ沢川、神水川）と町が管理する普通河川により構成されています。
- 国直轄河川は1河川とも改修は完了していますが、過去の大雨時には北海道が管理する当麻川およびポン牛朱別川の川幅が狭くなる未改修区間、牛朱別川の堤防の無い区間では浸水被害が発生しています。
- 北海道が管理する改修完了している河川においても、土砂堆積や草木などの繁茂により、流下能力の低下により大雨時には宅地や農地への浸水被害が発生しています。
- 町が管理する普通河川は未改修区間が多く、土砂堆積や草木などの繁茂により流下能力低下し、大雨時には宅地や農地への浸水被害が発生しています。

### 基本方針

#### 【道管理河川の改修】

- 北海道管理河川については、早期改修の実施を要望します。

#### 【道管理河川の維持管理】

- 北海道管理河川については、適切な維持管理の実施を要望します。

#### 【普通河川の維持管理】

- 町管理の普通河川については、年次計画で土砂撤去等を行うほか周辺草刈り活動を支援するなど河川環境の整備を進めます。

### 主要施策

主要施策	取組内容
河川管理事業	流下能力回復のため堆積土砂の撤去（浚渫）を年次計画で実施します。
廠舎川河川改修事業	大雨等による冠水被害解消のため、河川改修を実施します。



### Ⅲ 基本計画

#### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

## 15 交通安全

関連 SDGs



### 現状と課題

- 交通事故発生件数は近年減少傾向にあるものの、令和3年度には町外の1名の方が当麻ダム内で亡くなる交通事故が発生し、平成27年以降、2,001日間継続していた交通死亡事故「0」が途絶えることとなりました。今後も悲惨な事故の発生を未然に防ぐ必要があります。
- 交通事故防止のため、国・道および関係機関、民間団体等との連携をより一層強化し、交通安全教育、啓発活動等の交通安全対策を推進していく必要があります。
- 住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設等の環境整備を計画的に進めていく必要があります。

【交通事故発生の推移】

年度	件数	発生件数(件)	死者数(人)	傷者数(人)
平成29年		160	0	6
平成30年		153	0	3
令和元年		179	0	6
令和2年		123	0	7
令和3年		117	1	7

(資料：総務課)

【歩道の整備状況】

R4.4.1日現在(単位：km・%)

区分	名称	国道	道道	町道
	道路実延長(A)	9.1	40.2	240.8
	歩道のべ延長	13.0	28.5	63.1
	歩道設置延長(B)	8.6	23.7	51.5
	率(%) (B)÷(A)×100	94.5	58.9	21.4

(資料：建設水道課)

※道道については、旭川層雲峡自転車道線、実延長5.6Km、歩道のべ延長5.3Km、歩道設置延長5.3Kmを含む。



## 基本方針

### 【交通安全対策の推進】

○交通事故のない安全な生活確保のため、住民、行政機関および関係団体が一体となり交通安全運動を展開し、交通安全町民集会などを通じて住民の交通安全意識の高揚を図ります。

### 【交通安全施設等の環境整備】

○歩行者の交通安全を確保するため、町道歩道の整備および連続性を図る交通安全施設の整備を進めます。

## 主要施策

主要施策	取組内容
交通安全対策の推進	警察、交通安全指導員、関係機関と連携をとり幼児から高齢者まで各階層別に体系的な交通安全教育、広報、啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚に努めます。
交通安全環境の整備	町道歩道および交通安全施設の整備により、歩行者の交通安全の確保に努めます。



## Ⅲ 基本計画

### 第1章 人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり 【生活環境の整備】

## 16 防犯・消費者対策

関連 SDGs



### 現状と課題

- 近年、社会を震撼させる犯罪が続発し、人や地域や社会の絆によって、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざしていくことが求められます。
- 町内に設置する防犯灯については、低電力で長寿命のLED灯に更新が終了しております。引き続き町および行政区で設置する防犯灯を適切に維持管理して、犯罪の未然防止に努める必要があります。
- 町内に設置する防犯カメラは経年劣化しているため更新が必要です。
- 近年の消費者を取り巻く問題は、振り込め詐欺、悪徳商法のほか、商品関係のトラブル等、多様化し複雑な問題が増加しています。最新の情報提供を行いながら啓発活動進めていく必要があります。

### 基本方針

#### 【犯罪（再犯）のない安全・安心の確保】

- 犯罪（再犯）のない明るい社会をめざし、警察、更生保護関係機関などの団体と一体となって防犯意識高揚および犯罪や非行の防止と立ち直りを支える啓発活動等の取り組みを、「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画として位置づけ推進します。

#### 【防犯灯の維持管理】

- 防犯に配慮した環境整備のため、防犯灯の計画的な維持管理に努めます。

#### 【防犯カメラの更新】

- 防犯カメラの性能・機能を向上させ、犯罪の未然防止や犯罪発生時に警察に防犯カメラの正確な情報を提供するなど事件の早期解決に努めます。

#### 【消費者被害の防止】

- 複雑化・多様化する消費生活の問題解決に向け、道や警察など関係団体と連携して適切な消費者行政の取り組みを推進します。



主要施策

主要施策	取組内容
犯罪（再犯）防止対策	警察の防犯活動や更生保護関係者が行う「社会を明るくする運動」などに協力・支援して、犯罪（再犯）の未然防止に努めます。
行政区防犯灯電気料補助事業	行政区で管理する防犯灯に対して、電気料の補助を行います。
防犯灯管理事業	町および行政区で設置する防犯灯の維持管理を進めます。
防犯カメラ更新事業	犯罪の未然防止および犯罪発生時の情報提供など事件の早期解決に協力します。
消費者行政活性化事業	地域住民への悪徳商法被害防止を図り、安全・安心なまちづくりを進めます。



### Ⅲ 基本計画

#### 第2章 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり 【産業の振興】

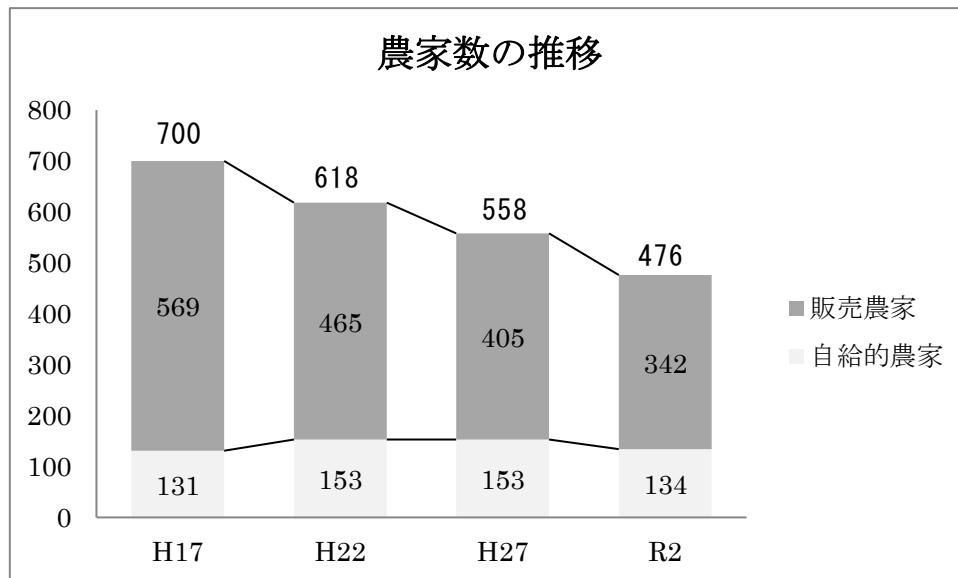
## 17 農業

関連 SDGs



### 現状と課題

- 農業を取り巻く情勢は、米消費並びに米価が低迷する中、農業者の高齢化に伴う担い手不足などの構造的な脆弱化に加え、米政策や農地政策の見直しなど、日本農業にとっての大きな転換期を迎えています。
- 農業が基幹産業の本町においては、その持続的な発展が我が町のまちづくりに大きく影響を及ぼすことから、厳しい農業情勢であっても、水稻栽培を中心に、野菜・花き栽培との複合経営による農業経営の安定化のため、新たな営農技術を積極的に取り入れるなど、高品質・良食味で安全・安心な農産物の産地確立、消費者ニーズを重視した売れる作物づくりを推進する対策が必要であると考えられます。
- 農業者の高齢化の問題は、栽培技術の継承を含めた担い手不足の問題とも言えます。将来の当麻農業のビジョンを見据えた、労働力の確保はもちろんのこと、農業後継者並びに新規参入者の育成、ICT技術の活用による省力化やコスト低減の推進が求められています。



(資料：農林業センサス)

- 総農家数は、過去5年間に82戸減少し、令和2年現在476戸となっており、販売農家戸数は63戸減少し、342戸となっています。





第2章 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり  
【産業の振興】

○販売農家数は、5年前と比べて約1割減っていますが、高齢化による戸数の減少であり、その農地については担い手へ集積され、面積規模において30ha超えの農家数が増加するなど経営規模の規模拡大が進んでいます。

農家数と世帯員の状況

単位：戸・人

年次	農家数			世帯員	耕地面積規模別農家数	
	総数	自給的農家	販売農家		30ha ～50ha	50ha超～
22	618	153	465	923	27	3
27	558	153	405	806	22	9
R2	476	134	342	838	27	9

【資料：農林業センサス】

- 担い手確保とともに、労働力不足を機械化により補うべく、土地基盤整備や農作業の受委託事業の整備が必要です。
- 経営耕地総面積は、3,837haで、そのうちの8割強に当たる3,368haが水田で、畑は469haです。
- 転作作物としては、大豆、そば、飼料作物が中心ですが、野菜・花きの面積も57ha程度となっており、米の作付を基軸に野菜・花きなどの高収益作物の導入による経営の複合化が推進されています。
- 30ha超の大規模農家が増加していますが、耕作地が分散している農家も増加傾向にあり、それらの集積化を図る必要があります。
- 経営コストの上昇要因を解消するため、営農集団による機械施設の共同利用や農業機械銀行の活用、農作業受委託の推進が図られていますが、更なる省力化とコスト低減を図るべく、ICT技術を活用したスマート農業の推進が求められています。
- 将来を担う当麻町の子供たちに対し、「食」「地域の農産物」に対する意識を高めるため、町だけではなく、各団体とも連携した「食育」「地産地消」への取組みが必要です。



## Ⅲ 基本計画

### 第2章 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり 【産業の振興】

#### 基本方針

##### 【担い手の育成】

○地域農業の後継者の確保を図るとともに、将来の農村コミュニティを支える、農業後継者並びに新規参入者の育成を推進します。

##### 【当麻品質・当麻ブランドの確立】

○産地間競争が激化する中、高品質で安全・安心・良食味な当麻米がさらに高い評価を得るため良食味米生産の取組みと、安定的な販売ルートの確立と有利販売に向けた取組みを推進します。

○水稻を中心とした野菜・花きとの複合経営を推進し、農業生産意欲の高揚、農業経営の安定を図ります。

##### 【スマート農業の推進】

○農業労働力不足への対策として、ICT技術を活用した新たな営農技術の導入を推進します。

##### 【農地利用集積の推進】

○地域計画の更新等により、当麻農業を担う中心的存在である担い手に農地の集積を促し、土地利用の効率化と農業経営の合理化を図ります。

##### 【農業生産基盤並びに農業経営基盤の整備】

○暗渠、明渠の設置等の軽微な基盤整備や、老朽化した導水路の改修事業を計画的に推進します。

○農業経営および農家生活の改善合理化、農業者等農村在住者の健康増進等を行うことを設置目的とする農村環境改善センター周辺の修繕工事を行い、利用者の利便性を高めます。

○農産物の高度利用と付加価値を高め、農家経営の安定と地域住民の食生活改善に資することを設置目的とする地場産品加工研究センターの修繕工事および老朽化した加工機器の更新を行い、利用者の利便性を高めます。

○農業施設等の導入や農地取得等の融資資金に係る利子を補給し、農業経営の安定化を図ります。

##### 【農業環境対策】

○消費者が求める安全・安心に応えるとともに、農作物の差別化を図るため、YES! クリーン農産物に代表されるクリーン農業や環境に配慮した農業を推進します。

##### 【食育・地産地消の取組み】

○苦勞して育てたお米を口にして、食の命を育てること、食の大切さを学んでもらうため、町が所有する水田で町内の小中学生が田植えや稲刈りを行い、収穫したお米を給食米とする「田んぼの学校」の取組みを実施します。

○農産物を地元で消費する意識を持ってもらうため、「田んぼの学校」の給食米の他、町内農業者が育てた農産物を積極的に給食で提供します。

○当麻土地改良区が小学校5年生を対象に実施している「田んぼの教室（水田の生物観察や稲の生育観察など、「お米」ができるまでの流れを一貫して学ぶ）」において、観察圃場や作業体験を田んぼの学校事業と連動して実施します。


 第2章 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり  
 【産業の振興】

## 主要施策

主要施策	取組内容
担い手の育成・確保の推進	国の新規就農者育成総合対策事業の活用により、就農の準備段階から経営が軌道に乗るまでの間、一体的な助成支援を行います。
当麻品質・当麻ブランドの確立	安心安全な当麻米ブランド確立に向けた良食味米生産への取組みを助成します。
複合経営の推進	水稲およびそ菜・花きを栽培するハウスの導入経費並びに堆肥場等設置経費の一部を助成します。
スマート農業の推進	GPSを活用した自動操舵技術の導入に対し、経費の一部を助成します。
担い手への農地利用集積の推進	担い手への農地集積を図るため、農地中間管理機構事業を活用し、担い手農業者の規模拡大を推進します。
土地基盤整備の推進	軽微な基盤整備に対し、経費の一部を助成します。
農業水利施設改修事業の推進	老朽化した導水路の改修事業を推進し、安定した農業用水供給に生かします。
農村環境改善センター建物の一部改修および周辺整備	外壁の改修および周辺整備を行い、利用者の利便性を向上させます。
地場産品加工研究センター加工用機器の更新並びに建物の一部改修	老朽化した「餅つき機等」の更新並びに外壁と屋根の改修工事を行い、利用者の利便性を向上させます。
農業資金利子補給補助事業の推進	農業施設等の導入および農地の取得、並びに経営に必要な融資資金に係る利子を助成し、農業経営基盤を確立します。
環境保全型農業の推進	環境保全に効果の高い営農活動に対し、面積に応じて助成を行います。
田んぼの学校の管理	田んぼの学校における米生産作業および水田圃場並びに野菜ガーデンの管理、生産されるお米の保管から精米、荷造り、給食センターへの配送を行います。



### Ⅲ 基本計画

#### 第2章 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり 【産業の振興】

## 18 林業

### 現状と課題

関連 SDGs



○当麻町の森林面積は約13,400haで総面積の65%を占めています。うち国有林、道有林を除く民有林約8,369haについて各施策を実施しています。水源涵養機能や災害防止機能など森林の持つ公益的機能および木材等生産能力を高度に発揮させるために適正な森林整備を推進することが重要です。

当麻町一般民有林所有者別森林構成

区 分		所有者数		森林面積	
		人	率(%)	ha	率(%)
在村所有者	当麻町	1		3,749.43	44.8
	一般所有者	406		1,478.11	17.7
	小計	407	56.7	5,227.54	62.5
不在村所有者	旭川市	1		1,065.21	12.7
	森林整備センター	1		861.65	10.3
	一般所有者	309		1,212.50	14.5
	小計	311	43.3	3,139.36	37.5
合計		718	100.0	8,366.90	100.0

〔林種別面積内訳〕

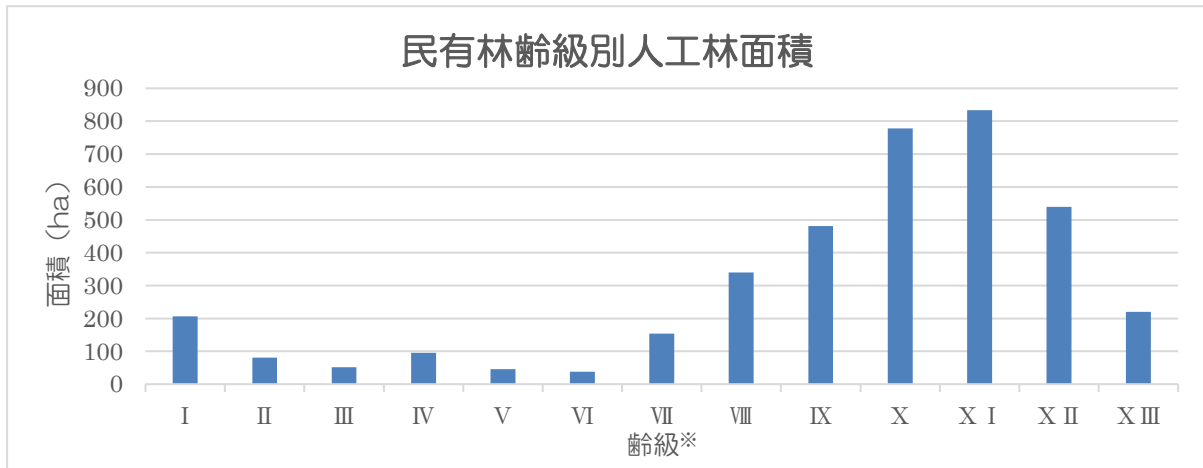
区 分		人工林		天然林		その他	
		ha	率(%)	ha	率(%)	ha	率(%)
在村所有者	当麻町	1,032.24	25.9	2,687.03	64.4	30.16	15.3
	一般所有者	855.51	21.4	561.31	13.4	61.29	31.0
	小計	1,887.75	47.3	3,248.34	77.8	91.45	46.3
不在村所有者	旭川市	536.61	13.5	527.24	12.6	1.36	0.7
	森林整備センター	843.33	21.1	18.32	0.4	0.00	0.0
	一般所有者	723.99	18.1	383.82	9.2	104.69	53.0
	小計	2,103.93	52.7	929.38	22.2	106.05	53.7
合計		3,991.68	100.0	4,177.72	100.0	197.50	100.0

○昭和29年の洞爺丸台風被害以降、本格的に始まった人工造林は65年を経過し、伐期が到来した人工林の更新事業により生産された町産材の活用を行っています。今後は、Ⅷ～ⅩⅢ齢級の森林面積が80%を占めるという偏った林齢構成を平準化し、植栽後の保育事業を着実に実施できるよう、計画的な皆伐の実施をはじめ、



第2章 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり  
【産業の振興】

高効率・低コスト施業の推進が求められます。  
また、近年の旺盛な国産材需要に対応するためにも、森林の持つ多面的機能発揮を目的とした積極的な間伐の推進が必要です。



※ I 齢級は1年生から5年生、II 齢級は6年生から10年生など5年刻みで標記

- 主伐や間伐事業に伴う木材搬出が本格化するなか、その基幹となる林道・林業専用道をはじめ、林内作業に不可欠な森林作業道からなる路網の整備・維持管理が必要です。
- これまでに策定している森林経営計画を更に推進するために、当麻町森林組合が行う森林所有者に対する指導および計画の取りまとめ並びに森林経営管理法に基づく経営計画未策定者への意向調査が重要になります。
- 私有林における森林資源の成熟により、伐採跡地の放置が憂慮されます。森林資源の保続のために必要な、再造林・下刈・間伐などの保育事業を確実に実施していくことが大きな課題になっています。
- 人工林における主伐・再造林・保育面積が増加することに伴い、施業の機械化・ICT導入などによる効率化・低コスト化が求められています。
- 町有林野部分林（分収林）の契約期間終了による精算が始まり、計画的な伐採・再造成を実施する必要があります。
- 旺盛な国産材需要に町産材も遅れを取らないよう、森林認証などのブランディングも含め、木材の生産・加工・販売機能強化を推進する必要があります。



### Ⅲ 基本計画

#### 第2章 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり

##### 【産業の振興】

### 基本方針

#### 【森林整備の推進】

○森林の持つ公益的機能および木材等生産能力の高度発揮へ向けた森林整備を推進します。

#### 【森林計画に関する支援】

○森林計画制度の遵守と計画策定推進に対する支援を行います。

#### 【私有林等整備に対する支援】

○森林環境譲与税を活用し私有林の整備に対する積極的な支援を行います。

#### 【地材地消の推進・支援】

○森林認証を受けた町産材（認証材）の利用推進と生産、加工流通に対する支援を行います。

### 主要施策

主要施策	取組内容
適正な森林整備の推進	各補助事業の活用による人工造林・下刈・除伐・間伐等を実施します。
路網整備の推進	森林作業道の新設、私有林作業路の改修・補修を実施します。
森林計画制度の啓蒙普及推進	当麻町森林組合が実施する森林所有者への指導に対する経費の助成および経営計画未策定者への意向調査を実施します。
私有林再造成の推進	私有林所有者が行う人工造林・下刈・除伐・間伐等に対し助成を行います。
高効率・低コスト施業の推進	当麻町森林組合の林業機械導入・機能向上事業に対し助成を行います。
町産材（認証材）の利用推進	町内で建てられる各種建築物に対し、町産材の利用を推進するほか、当麻町森林組合が主体となって行う、認証材を使用した戸建て住宅のプロジェクト認証事業に対し助成を行います。
木材加工・販売機能強化の推進	当麻町森林組合製材加工場の機械導入・機能向上事業に対し助成を行います。
分収林契約終了に伴う精算	町有林野部分林契約終了に伴う精算（主伐）を行います。
水源林造林事業の推進	森林整備センターとの分収契約地整備を推進します。
スマート林業の推進	当麻町森林組合のICT機器導入・機能向上事業に対し助成を行います。





## 19 商工業

関連 SDGs



### 現状と課題

- 本町における商店街を取り巻く環境は、事業主の高齢化やインターネットショッピングの普及、町外の商業集積地域への消費流出などにより、町内小売店の売上は減少し、さらに、感染症の拡大や世界情勢の変化に伴う燃料・原材料費の高騰などの影響で、依然厳しい経営環境になっています。
- 近年では大手小売店の町内出店や新たに開業する事業主も増えていますが、依然として後継者不足による廃業も続いています。
- 本町の製造業（4人以上の事業所）は表Ⅰに示す工業統計では、事業所数は横ばい、従業員数は減少傾向にあり、製造品出荷額においては令和2年で77億円に推移しています。
- 製造業・建設業（全事業所）の経済センサス活動調査では、事業所数には増減が見られ、従業員数は減少傾向にあります。
- 商工業が活力を保ち発展するためには、自らの経営努力を進める環境づくりと次世代へ引き継ぐ担い手の育成を支援していく必要があります。
- 中小企業運営の基礎となる金融の円滑化を図るための補助制度や事業継続に向けた取り組み、新たなチャレンジに対し支援していく必要があります。
- 厳しい社会経済情勢のなか、商工業ともに町内就労の場として重要な役割を担っている産業であり、町の活力ある発展を図っていくためには、企業の育成および後継者の育成、起業の促進、健全経営が重要な課題となっています。

【表Ⅰ】 製造業（4人以上の事業所）の推移

（各年12月31日現在）

年 項目	平成30年			令和元年			令和2年		
	事業所数	従業員数 (人)	製造品 出荷額 (百万円)	事業所数	従業員数 (人)	製造品 出荷額 (百万円)	事業所数	従業員数 (人)	製造品 出荷額 (百万円)
食料品製造業	1	8	X	1	8	X	1	8	X
木材・木製品製造業	3	89	1,744	2	86	X	2	83	X
家具・装備品製造業	1	9	X	1	8	X	1	9	X
石油製品・ 石炭製品製造業	1	8	X	1	8	X	1	8	X
プラスチック製品 製造業	1	45	X	1	49	X	1	44	X
窯業・土石製品製造業	6	83	2,278	6	92	2,175	6	82	2,131
金属製品製造業	3	47	840	3	50	821	3	47	888
電子部品・ デバイス製造業	1	29	X	1	29	X	1	28	X
合計	17	318	7,006	16	330	7,166	16	309	7,744

「X」はプライバシー保護のため公表しないもの

（資料：工業統計調査）





### Ⅲ 基本計画

#### 第2章 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり

##### 【産業の振興】

○本町には、国道39号沿いの宇園別地区に、昭和48年12月と平成11年4月に農村地域工業等導入促進法に基づき指定した農工団地の当麻第1団地と当麻第2団地とがあります。約13haの当麻第1団地には6社が立地し、残面積はありません。約30haの当麻第2団地には、6社が立地し残面積は約22haとなっています。

#### 基本方針

##### 【商業の振興】

- これまで商店街が担ってきた役割の維持強化を図ることにより活性化を促し、安定した消費生活や地域経済を次代に引き継ぐため、商工会などと連携し、将来を見据えた担い手の育成支援を図ります。
- 少子高齢化や消費者ニーズの変化などの商店街を取り巻く環境変化に対応し、商工会と連携して経営改善やICT化、個性化の取り組みを促進し、魅力ある商店街づくりを支援します。
- 他の産業やまちづくりと連動した主体的な取り組みを側面から支援します。

##### 【工業の振興】

- 企業の立地を促進し、就労の場の確保と人口の定住化を図ります。
- 地場産業の育成と経済変動に対応できる健全経営を促進するため、中小企業融資事業の継続推進および担い手の育成支援を図るなど、経営基盤強化の取り組みを支援します。

#### 主要施策

主要施策	取組内容
商工業の振興	商工会と連携し、経営の改善や技術の改善、特産品の開発等により商工業の振興を推進します。企業立地を促進し、商工業の振興と人口の定住化を図ります。
経営基盤の強化支援	道の融資制度の活用を支援し、経営基盤の強化と、経営の安定化を図ります。
持続・活性化への支援	商工業の持続的発展や活性化を図るための取り組みを支援します。空き店舗の活用や後継者育成に向けた取り組みを推進します。



## 20 観光

関連 SDGs



### 現状と課題

- 本町の観光は、道の駅「とうま」を入口、当麻鐘乳洞を核に、パピヨンシャトー、ヘルシーシャトー、スポーツランド各施設、くるみな庭、くるみな木遊館が当麻山の麓に広がり、多くの利用客で賑わっています。
- 観光を取り巻く環境は、長引く景気の低迷などによる観光需要の落ち込みにより伸び悩むとともに、ライフスタイルの多様化や価値観の変化などからニーズが細分され、観光施設の入込状況は全体的に減少傾向となっています。
- 近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、全体の入込数が令和3年度でおよそ30万人となり、令和元年度（42万人）と比較し大きく減少しているため、アフターコロナを見据えた観光PRなどの対策が必要です。
- 道の駅「物産館」は、高規格自動車道路の開通による観光ルートの変化、さらに近年はコロナ禍の影響から、利用客数、売上高ともに減少傾向にあります。
- 観光は、他産業に及ぼす経済波及効果が大きく、また、当麻町がすすめる三育のまちづくりコンセプトにもつながることから、関連産業との連携を深め活性化を図ることが求められています。
- 指定管理者制度の導入や第3セクターへの業務委託など、民間活力の導入により効果的な事業推進を実施しているところですが、利用客に対するホスピタリティの向上や、地域資源をいかした自然体験プログラムの提供など、個々のニーズへの確に対応し、より魅力ある観光づくりを進めていく必要があります。
- 各種イベントの展開も、集客力・知名度アップには欠かせない事業であり、町の賑わいや経済波及効果、交流人口拡大の観点からも充実を図っていく必要があります。

### 【観光施設入込状況】

(各年3月末現在)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当麻鐘乳洞	24,285	16,621	13,368
昆虫館パピヨンシャトー	8,504	6,873	5,823
フィールドアスレチック	18,187	14,871	11,269
フィールドボール場	2,096	2,006	1,517
パークゴルフ場	17,267	15,304	9,346
物産館（レジ買上客×2.5 ≡入込数）	205,020	141,630	148,169
くるみな庭	6,995	6,756	5,220
くるみな木遊館	19,435	9,572	10,167



### Ⅲ 基本計画

#### 第2章 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり 【産業の振興】

#### 基本方針

##### 【魅力ある観光の振興】

- 観光を取り巻く環境の変化や観光客の多様なニーズに的確に應えるため、計画的な施設整備や観光ホスピタリティーの向上、まちづくりコンセプトである3育との連動から、魅力ある観光振興を推進します。
- 本町の観光拠点である当麻山を中心に、各施設をより効果的に活用できるよう整備するとともに、冬季における施設活用から新たな賑わいの創出へとつなげます。
- 当麻町ホームページなどの SNS やマスメディアにより積極的に情報発信するとともに、道の駅「とうま」を活用した観光 PR をすすめます。

##### 【観光振興体制の充実】

- 民間活力の導入や関係機関との密な連携から観光事業を推進するとともに、指定管理者制度や業務委託により効果的な施設運営を図ります。
- 各種イベント事業により、町内外からの集客や知名度アップを図り、地域の賑わいを創出します。
- 観光と地域経済を連動させる仕組みから、それぞれの分野が相乗的に活性化するように図ります。

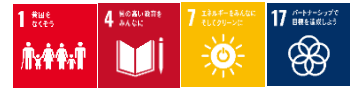
#### 主要施策

主要施策	取組内容
魅力ある観光の振興	食育・木育・花育による3育のまちづくりコンセプトを観光イメージアップにもつなげ、観光・地域資源を活かした施設の利活用と計画的な施設整備を図ります。 スキー場も連動させた冬のアクティビティ開発により、当麻町ならではの新たな賑わいを創出します。 当麻町ホームページやフェイスブックなどの SNS やマスメディアを積極的に活用した情報発信と併せ、道の駅「とうま」を情報発信の拠点とした観光 PR や特産品の販売推進に努めます。
観光振興体制の充実	民間活力の導入、関係機関との連携により、集客力アップ、新たな観光商材の開発に努め、指定管理者制度や業務委託による経済的かつ効果的な施設運営を図ります。 本町の特色を活かしたイベント事業により、集客や知名度アップ、交流人口の拡大から地域全体の賑わいへとつなげます。 観光客が町内を周遊できる仕組みをつくり、農業・商工業も含めた地域経済の活性化へとつなげます。



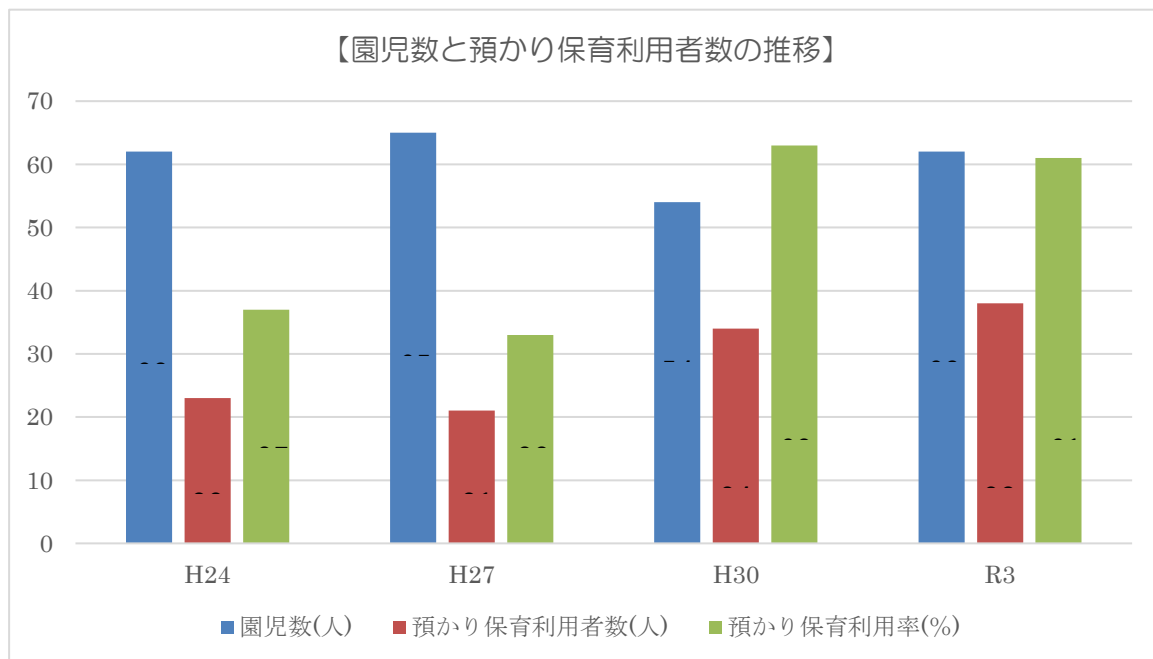
## 21 幼児教育

関連 SDGs



### 現状と課題

- 幼稚園では、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。当麻幼稚園は昭和52年に開設し、昭和58年の124名をピークとして徐々に園児数が減少し、平成23年度には39名と68%の減少が見られました。令和4年度は約50名となっています。町内には現在、町立幼稚園以外に市街地に常設認可保育所と、郊外に小規模保育事業所、認可外保育施設が設置され、幼児教育の場となっています。
- 当麻幼稚園は昭和52年に建設以来45年あまりが経過し、老朽化が顕著です。園舎の機能を維持するため、計画的な整備が必要となっています。
- 幼児期は、生活と遊びを通して生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育み、生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期であり、生活習慣をはじめとする社会性と自主性を育む適切な教育を行うことが極めて重要です。しかしながら、核家族化や近年の少子化の進行などにより、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失など、家庭における教育の問題が新たな課題となってきています。
- 平成24年度から子育て総合センターの開設に合わせ、早朝および園終了後、土曜日と長期休業中の預かり保育を実施し、子育て支援の充実に努めています。近年、預かり保育利用者数の割合は60%前後で推移し、半数以上の家庭が利用しています。今後は共働き家庭がさらに増加していくと考えられることから、施設等の充実ににおいても検討していく必要があります。



(資料：教育委員会 教育課)



## Ⅲ 基本計画

### 第3章 希望あふれる人材育成のまちづくり

#### 【生涯学習の推進】

#### 基本方針

##### 【幼児教育の充実】

○幼稚園教育では、幼児同士による集団での遊びや直接体験学習を通して、幼児期にふさわしい環境構成の中で創意ある実践活動を基本とし、幼稚園教育要領の5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）が総合的に達成されるような教育課程、指導計画の充実を図ります。

##### 【子育て支援】

○幼稚園開始前と終了後、希望する方を対象に教育活動を行うことで、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努め、保護者のニーズに応える教育をめざすなど、預かり保育を通し子育て支援を行います。

##### 【高齢者との交流】

○高齢者との交流の場を通して、人と人とのふれあいの中から心豊かな人間形成の育成をめざした幼児教育を推進します。

##### 【幼小中連携】

○幼小中連携では、小学校の教師と共に互いの保育や授業を参観するなど、指導法の違いや共通点を理解し、なめらかな接続のため情報交換を密にし、その実践に向けた事業の推進を図ります。

##### 【特別支援教育】

○小・中学校、保健・福祉部局と連携して、特別な支援が必要な幼児の状況を把握する教育・支援体制の充実を図ります。

##### 【園舎の整備】

○幼児が主体的に生活を展開できる保育環境と多様なニーズの幼児に配慮しながら、十分な防犯性・防災性を備えた安心感のある施設環境を確保するとともに、幼児期の教育の中核的役割を維持するため、計画的な整備を図ります。



## 主要施策

主要施策	取組内容
預かり保育事業	早朝および園終了後、土曜日、長期休業中に子どもを預かり保育します。
環境整備事業	施設機能の維持のため計画的な修繕をします。
高齢者との交流	イチイ学園生、グループホーム寿楽等との交流を行います。
幼小中連携推進事業	行事、参観日等の相互訪問や、当麻町教育研究会における情報交換を通して、共通理解を図ります。
当麻幼稚園舎整備事業	幼児期にふさわしい教育環境を提供するため、老朽化した園舎を整備します。





### Ⅲ 基本計画

#### 第3章 希望あふれる人材育成のまちづくり

##### 【生涯学習の推進】

## 22 学校教育

### 現状と課題

関連 SDGs



- 近年、情報化やグローバル化が急速に進む中、「生きる力」を育む調和のとれた教育の推進が求められています。このため、学校と地域、家庭との連携をより一層推進し、社会全体で子ども達の資質・能力を育てていく必要があります。
- 各学校施設整備については、小中学校の普通教室、特別教室などに空調設備を設置するなど快適な教育環境の創出に努めてきました。今後も、子ども達が快適で安全・安心な学校生活を送ることができるよう引き続き学校施設設備の整備に努めるとともに、付帯施設などの整備にも努めていく必要があります。

#### 【各小中学校の児童生徒数および学級数】

(R4. 5. 1 現在)

区 分	学 級 数	児童生徒数
当麻小学校	19 (8) 学級	269 (32) 人
宇園別小学校	4 (2) 学級	7 (2) 人
当麻中学校	8 (2) 学級	141 (11) 人

※ ( ) は特別支援学級分で内数

(資料：教育委員会 教育課)

- 各学校施設設備については、当麻中学校の職員室・音楽室の拡幅や、当麻小学校の普通教室改修など年次的に整備補修を進め、快適な教育環境の創出に努めてきました。今後は、引き続き学校施設設備の整備に努めるとともに、スクールバスの更新等、周辺環境の整備にも努めていく必要があります。
- 学校給食センターは開設から22年が経過しています。小中学校、幼稚園に加え、平成26年度からは北海道から委託を受け、道立美深高等養護学校あいべつ校にも給食を提供、1日約600食を供給しています。今後は、各種調理器具等を年次計画で整備を進め、安全・安心な給食の提供に努めていく必要があります。





## 基本方針

### 【学校教育の充実】

- 子ども達が、これからの時代に求められる資質や能力を着実に身につけ、自らの未来を切り開けるよう生きる力を育むためにICTを活用した教育を推進するほか、当麻町教育研究会の活動を支援し、特色ある学校運営と、各学校が創意ある教育課程の編成と実施、学習指導法の工夫・改善などに努め、子ども達の学びの意欲を高めるとともに望ましい学習習慣を定着させ確かな学力を育みます。
- 学校教育充実のため、教育課程、学習指導のほか学校教育に関する専門的な事項について識見のある学校教育支援アドバイザーを配置し、学校への支援に努めます。
- 義務教育9年間を見通した学びの連続性を重視し、カリキュラムの再編成や学校間の相互交流などを通して小中一貫教育を推進いたします。また、小学校入学が円滑につながるよう幼保小の連携強化にも取り組みます。
- 子ども達が地域に対し強い愛着と誇りを持つことができるよう、町が掲げる「食育・木育・花育」につながる学習を積極的に推進します。  
子ども達が自ら手をかけ育てたお米を学校給食で食する「田んぼの学校」での事業、および中学校で使用する学習机を子ども達自らが製作する「ふるさと思い出机制作事業」を引き続き実施していきます。

### 【教育環境の充実】

- 不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動への適切な対応を図るためスクールソーシャルワーカーを引き続き配置し、スクールカウンセラーと連携し、児童生徒が安定した学校生活を送れるよう教育相談体制の充実に努めます。
- 特別な教育的支援が必要な児童生徒の教育を推進するため、各学校に特別支援員を配置し、個に応じた適切な指導を行い、一人一人を大切にする特別支援教育の充実に努めます。
- 外国語教育（英語）の充実と推進を図るため、英会話講師の配置を継続するとともに、児童生徒の読書活動を推進するため小中学校に学校図書館司書を引き続き配置します。また、中学校には学力向上に資するための講師についても引き続き配置します。

### 【施設設備の充実】

- 子ども達が快適で安全・安心な学校生活を送ることができるよう、学校施設の個別施設計画に基づき、校舎等の修繕および改修など計画的な施設整備を推進します。
- 学校給食では、引き続き調理・配送業務を委託するとともに、安全・安心な食材の確保にも努め、調理器具等を年次毎に計画的な更新を図ります。



### Ⅲ 基本計画

#### 第3章 希望あふれる人材育成のまちづくり

##### 【生涯学習の推進】

### 主要施策

主 要 施 策	取 組 内 容
田んぼの学校運営事業	自ら手をかけ育てたお米を学校給食で食する食育、郷土農業の歴史を学ぶ食育を推進します。
ふるさと思い出机制作事業	中学校で使用する学習机を町産材を活用して子ども達が自ら製作します。
当麻町教育研究会補助事業	教育の今日的課題や各教科の指導方法を研究し、指導力の向上を図ります。
特色ある学校づくり推進事業	地域の教育資源を活用し、開かれた学校づくりを推進します。
学力向上外部講師配置事業	講師を加配し、指導方法の改善等により学力の向上を図るとともに部活動の質的向上を図ります。
学校図書館司書配置事業	子どもの読書活動の推進に資するため、学校図書館に司書を配置します。
特別支援教育事業	障がいのある子どもの様々な教育ニーズに対応するため、各学校に支援員を配置します。
英会話講師配置事業	国際化、グローバル化に対応するため、引き続き英語指導助手を配置し、英語活動の充実を図ります。
スクールソーシャルワーカー配置事業	不登校・いじめなどの問題を抱えた児童生徒に対応するため、専門的な知識と経験をもったスクールソーシャルワーカーを配置します。
学校教育支援アドバイザー設置事業	学校教育現場における様々な課題に対して、専門的知識と経験を用いて、学校への助言・指導等を行います。
学校給食施設改修事業	安全・安心な給食を提供できるよう、調理設備・器具を中心に年次計画で更新します。



## 23 社会教育

関連 SDG s



### 現状と課題

- 幼稚園・各小中学校における家庭教育学級の開設やPTA連合会、青少年健全育成町民ネットワーク推進委員会等、関係機関・団体と連携し、家庭教育の啓発活動に努めています。  
 今後は、適切な情報の提供と相談体制の充実を図り、若い世代・保護者に対する学習機会の充実に努める必要があります。
- 地域の教育資源を活用した自然体験・社会体験や学校支援の側面を持つ青少年健全育成町民ネットワーク推進委員会による学校支援の活動等により、青少年の健全育成に努めています。  
 今後は、より一層学校との連携を図るとともに、地域の大人の教育力を積極的に活用して、地域全体で子どもを守り育てていく体制を整備していく必要があります。
- 人々の高度化・多様化する学習ニーズと社会の要請のバランスに配慮し、潤いのある地域づくりを目指して様々な学習機会の提供に努めています。
- 地域コミュニティ機能の低下や地域貢献への意識が希薄になっており、各社会教育団体とも連携を密にし、新しい公共やまちづくりの観点に立ち、生涯各期に応じた学習機会の充実を図るとともに、町民が主体的に参画する機会を整えていく必要があります。
- 図書館ではインターネットや電子書籍サービスの普及により、本離れが進み、若い世代を中心に利用が減少しています。  
 今後は、読書環境の整備・充実に努めるとともに、本への関心を高めるため、家庭における読書活動を推進していく必要があります。
- 各種委員の研修機会を設けるとともに、生涯に渡って学習できる教育環境の充実を図るため、図書館、公民館まとまる、各公民分館など社会教育関連施設の有効利用に努めています。また、上川管内中央部8町のネットワーク化による広域社会教育事業も成果を上げています。  
 今後は、生涯学習推進の中核となる指導者の育成や社会教育施設の機能の充実を図っていく必要があります。



## Ⅲ 基本計画

### 第3章 希望あふれる人材育成のまちづくり

#### 【生涯学習の推進】

#### 基本方針

##### 【家庭の教育力】

- 幼稚園・各小中学校で開設する家庭教育学級の継続とともに、多くの保護者の集まる機会を活用して、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。
- 子育て総合センター・幼稚園・各小中学校およびPTA連合会等との連携を深め、家庭教育に関する適切な情報提供と相談体制の充実を図ります。
- 幼児期から、本への関心を高めるため、子育て支援による絵本の贈呈や図書館での児童書の充実を図ります。

##### 【地域の教育力】

- 青少年健全育成町民ネットワーク推進委員会を中心として学校・関係機関との密なる連携と、青年団体や女性団体等、地域の大人の教育力を活用して子どもたちの放課後や週末における活動機会の充実を図り、「声かけ・あいさつ運動」をはじめ、地域全体で子どもたちを守り育てる体制と学校支援活動の充実を図ります。

##### 【生涯各期の学習活動】

- 関係機関・団体等との連携を深め、専門的知識の向上や健康で生きがいのある生活づくり、「食育・木育・花育」に関連した体験活動等、多様な学習機会の充実と学習情報の提供に努めます。また、青年会議や女性団体等の団体活動を支援するとともに、地域活動への積極的な参加意欲の醸成に努めます。
- さらに、新しい公共の意識啓発に努め、地域の課題に主体的に取り組む環境づくりに努めます。

##### 【社会教育基盤整備】

- 生涯学習社会の実現に向け、生涯学習推進体制を維持するとともに生涯学習推進アドバイザーを引き続き設置し、生涯学習推進に努めます。
- 地域の生涯学習および住民自治の拠点施設として大切な役割を担っている公民館まとまる、各公民分館への積極的な支援を図り、地域のコミュニティづくりを推進します。
- 町民の利便性に配慮した図書館運営に努めるとともに、質の高い蔵書整備を図り、子育て総合センター・幼稚園・各小中学校とも連携して子どもの読書活動の促進に努めます。


 第3章 希望あふれる人材育成のまちづくり  
 【生涯学習の推進】

## 主要施策

主要施策	取組内容
生涯学習の推進	社会の変化や多様な学習要求に対応した教室・講座の充実を図るとともに、町民の自主的な活動を支援します。そのために生涯学習推進アドバイザーを継続設置し生涯学習の充実を図ります。
青少年健全育成の推進	各学校や関係機関との連携を深め、地域ぐるみの青少年健全育成の推進を図ります。
読書活動の推進	子育て支援図書贈呈事業を継続し、乳幼児期から読書の大切さを啓発するとともに、開かれた図書館づくりを推進し、各年代における読書活動の促進に努めます。
社会教育団体への支援	各社会教育団体へ支援を行い、地域活動の活性化を図るとともに、指導者の養成と活用に努めます。
公民館活動の推進	生涯を通した様々なニーズに応じた公民館活動を推進するとともに、各公民分館に対し助成を行い活動の支援を図ります。



## Ⅲ 基本計画

### 第3章 希望あふれる人材育成のまちづくり 【生涯学習の推進】

## 24 芸術・文化活動

関連 SDGs



### 現状と課題

- 町民参加型の生涯学習フェスティバルが文化の祭典として定着しており、文化連盟を中心としながら芸術文化の発表・展示や鑑賞の機会が提供されています。しかし、文化連盟では会員の高齢化やそれに伴う所属サークルの減少が進んでいることが大きな課題として挙げられます。
- 地域に根付いた文化活動の活性化に向け、活動の拠点となる施設の整備を進めるとともに後継者の育成や団体間のネットワークの強化に努めることが重要です。
- 郷土資料館は、大規模改修工事が完了し、建物 2 階に屯田開拓の歴史を伝える郷土資料室がリニューアルオープンしたことから、施設の有効利用に努めています。

### 基本方針

#### 【文化の振興】

- 文化連盟や公民館ままとまるの完成とともに発足した当麻町公民館文化事業実行委員会との連携を深め、各団体の多種多様な自主的活動の促進に努めるとともに、優れた芸術・文化に親しむことのできる環境づくりに努めます。

#### 【文化財の活用と保護】

- 郷土資料館を活用した町の歴史の伝承と資料の収集、保管、展示の場として活用するとともに、町指定文化財の保護に努めます。

### 主要施策

主要施策	取組内容
生涯学習フェスティバルの充実	町民の文化活動の発表と参加交流を促進する機会として、機能するよう支援、充実を図ります。
芸術鑑賞機会の提供	優れた芸術・文化鑑賞機会を充実し、町民の豊かな人間性や感情の醸成に努めます。
文化財の保護・活用	町の貴重な文化遺産として文化財および郷土資料を保存伝承し、その活用に努めます。





### 第3章 希望あふれる人材育成のまちづくり 【生涯学習の推進】

## 25 スポーツ振興

関連 SDGs



### 現状と課題

- 生涯にわたってスポーツに親しむことは、健康の保持増進のみならず、豊かで生きがいのある生活を営む上で極めて重要です。
- 市民が「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる環境を整備することが求められています。
- スポーツセンターやプール・テニスコートをはじめ、市民がスポーツに取り組める施設が整備されていますが、その維持管理が必要です。特にスポーツセンターは老朽化により段階的に改修工事を行なう必要があります。また、プールやテニスコートにおいても、老朽化してきていることから、将来へ向けて施設の整備や更新についての検討が必要です。
- 市民の総合的な健康づくりに寄与するため、各種スポーツ講座や大会の開催、スポーツ指導者の育成など、各関係機関が一体となり進めることが重要です。

### 基本方針

#### 【生涯スポーツの推進】

- 豊かでうるおいのある人生を築くために、スポーツ活動を通して健康づくり、ふれあいやづくりの諸事業に積極的に取り組みます。特に高齢化社会において心身ともに健康にすごすため、高齢者向けの軽スポーツやレクリエーションの充実に取り組みます。

#### 【スポーツ活動の促進】

- スポーツ協会・スポーツ推進委員などスポーツ関係組織の連携のもと、団体等の育成と活動の活性化を促進します。また、市民の健康増進とふれあいやづくりに寄与する各種スポーツ講座や大会を開催し、スポーツ活動の推進に取り組みスポーツ人口の拡充に努めます。

#### 【子どもの体力向上】

- 子どもたちの体力向上のために、ジュニアスポーツ教室などスポーツに親しむ機会を提供するとともに、望ましい生活習慣づくりの啓発に努めます。また、小中学生の少年団活動など子どものスポーツ活動へ指導者育成を含めた支援を図ります。

#### 【施設の整備】

- スポーツ施設の維持管理については、長寿命化を考慮し計画的に改修工事などを行うとともに、その施設の将来へ向けた利用形態を踏まえ整備や更新を検討します。





### Ⅲ 基本計画

#### 第3章 希望あふれる人材育成のまちづくり 【生涯学習の推進】

#### 主要施策

主 要 施 策	取 組 内 容
スポーツ活動事業の推進	スポーツ協会やスポーツ推進委員等との連携を深め、町民が皆、スポーツ活動を通じた健康づくり、ふれあいづくりが図られるような諸事業の推進に努めます。
小中学生スポーツ振興への支援	スポーツ少年団など小中学生の円滑なスポーツ活動が図れるよう支援に努めます。
スポーツイベントへの支援	スポーツ人口の拡充となるよう様々なスポーツイベントへの支援を行います。
スポーツ施設改修事業	老朽化が進むスポーツ施設の計画的な改修整備を図ります。



## 26 健康づくり

関連 SDGs



## 現状と課題

- 生活習慣の乱れやストレス等に関連した心身の健康問題をはじめ、2020年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大による健康被害など、疾病構造の変化に対応した保健事業の展開が求められています。
- 当麻町の各種健(検)診における有所見者数は多い状況にあり、がんや脳血管疾患、虚血性心疾患、高血圧症、糖尿病といった生活習慣病等の「早期発見・早期治療」にとどまらず、「発症予防・重症化予防」の取り組みが重要となっています。
- 公衆衛生の向上や医学の進歩などにより平均寿命は著しく延伸していますが、平均寿命と平均自立期間との比較においては男性1.4年、女性2.6年の開き(全国は男性1.6年、女性3.3年)があります。平均寿命のみならず、健康寿命(平均自立期間)の延伸も重要であり、「元気で長生き」して良かったといえる心豊かな長寿社会の実現が求められています。住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り、自身が望む社会生活が送れるよう、保健部門と地域包括支援センターが一体となり、フレイル<sup>(\*1)</sup>・ロコモティブシンドローム<sup>(\*2)</sup>・認知症対策などの高齢者の健康づくり、疾病予防、悪化予防に取り組むとともに、要介護状態にならないための介護予防サービス、医療・介護・福祉サービスの連絡調整など、必要なサービスの支援・提供を推進していく必要があります。
- 町民が自身の健康を自己管理し生涯にわたり健康な毎日を送れるよう、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた適切な保健サービスを提供するとともに、関係機関との連携を図りながら地域ぐるみで健康づくりを推進していくことが重要です。
- 町民の健康づくり、介護予防の拠点施設としての役割を担っている健康福祉施設は、指定管理者が施設の管理運営を行いサービスの向上につとめていますが、設備の老朽化による改修費用や諸経費の上昇により、施設維持管理費用が増加しています。施設の老朽化に対応するため計画的な改修を行うと共に、民間事業者である指定管理者のノウハウや活力をいかし、利用者へのサービスの向上や経費の削減を図っていく必要があります。

(\*1) 要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態  
「フレイル診療ガイド 2018年版」(日本老年医学会/国立長寿医療研究センター、2018)

(\*2) 運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態  
(日本整形外科学会提唱 2007年)



### Ⅲ 基本計画

#### 第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり 【健康づくりと福祉の充実】

表 生涯を通じた健康づくり体系

ライフステージ	小児・学齢期	青年期	壮年期	前期高齢期	後期高齢期
	0歳～15歳	16歳～29歳	30歳～64歳	65歳～74歳	75歳～
快適で安全な生活環境づくり	公共施設の安全性確保				
	健康の保持・増進を支援する環境づくり				
	乳幼児、高齢者、障がい者の家庭内の事故防止・住環境整備				
一次予防 健康の保持・増進・ 疾病の発生予防	総合的な健康づくり推進体制の充実				
	予防接種等感染症予防の充実				
	年齢層に応じた健康教育、総合的な相談体制の充実				
	生涯を通じた歯科保健活動の推進				
	栄養バランスのとれた食生活・食習慣改善の推進				
	日常生活における身体活動や運動の推進				体力・身体機能低下防止
	母子保健活動の充実	心身の疲労回復を図る休養習慣の促進と環境づくり			
	子どもの地域交流活動	社会参加活動の促進、生きがいの創出			
					認知症予防対策の推進
					介護予防・生活支援のための総合的なサービス提供
二次予防 疾病の早期発見・ 早期治療	成長年代に応じた健診体制の整備・充実		健康診査・各種がん検診体制の整備		
	セルフチェックの推進・普及啓発				
	健康診査・検診事後支援体制の充実				
	地域医療体制の充実、確保				
三次予防 疾病や障害の 進行防止・ 機能維持・回復			疾病の進行・重症化防止・合併症予防のための適切な治療継続		
			機能障害の進行防止、リハビリテーション体制整備、自立支援		
			在宅福祉サービスの充実、利用の調整・支援		
	ボランティア活動の支援、地域ケア体制の整備・確保				
					要介護状態の軽減・悪化を防止する可能な限りの自立支援
					福祉・介護サービス基盤の整備、支援する環境づくり
				認知症高齢者支援対策の推進	

(資料：保健福祉課)



## 第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり 【健康づくりと福祉の充実】

### 基本方針

#### 【生活習慣病発症予防のための健康づくりの推進】

- 健康意識を高めセルフケア（健康の自己管理）能力が向上するよう、ライフステージに応じた健康づくりの普及啓発を推進します。

#### 【健康診査・がん検診の受診促進】

- 効果的・効率的な健康診査、保健指導および各種がん検診の実施と受診率向上のための体制づくりを推進します。

#### 【介護予防・認知症予防対策の推進】

- 要介護状態の原因の4割以上を占める運動器機能の低下をはじめ、認知症の原因ともなりうる動脈硬化や脳血管疾患の発症予防、重症化予防に着目した予防対策を推進し、介護予防事業等自立支援の充実に努めます。

#### 【母子保健活動の充実】

- 育児支援や子育て相談、乳幼児健診や健康相談、情報提供など、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進します。

#### 【地域住民参加の健康づくり活動の推進】

- 健康なまちづくりを推進するため本町の健康特性を明確にし、健康づくり推進協議会、健康推進員等地区組織と一体となった地域ぐるみの健康づくり活動を推進します。

#### 【感染症予防のための普及啓発】

- 感染症に対する予防法など情報提供に努め、予防接種の勧奨なども含めた感染症予防の普及啓発によって、予防対策を進めます。

#### 【こころの健康づくり】

- こころに不調をきたすと、様々な身体症状を引き起こすなど、身体の健康と密接につながっています。うつ病など、こころの健康の知識の普及啓発とともに、地域における相談体制の充実に努めます。

#### 【健康福祉施設の充実】

- 指定管理者制度による施設の管理運営により利用者へのサービスの向上と経費の節減に努めるとともに年次計画に沿った施設の改修を行います。



### Ⅲ 基本計画

#### 第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり 【健康づくりと福祉の充実】

#### 主要施策

主要施策	取組内容
健康づくりの推進	心身の健康づくりのため、より良い生活習慣を身に付けられるよう、健康学習会や健康相談、保健指導を通じた普及啓発活動を推進します。また、健康福祉施設等を活用し主体的に健康づくり活動を行うための環境を整備します。
健康診査・がん検診体制の充実	健康診査、がん検診の同日実施や個別健（検）診の普及など、受診しやすい体制を整備するとともに、健（検）診未受診者に対する受診勧奨・再勧奨、精密検査未受診者への受診勧奨を行います。
健康寿命延伸に向けた取り組み	生活習慣病の早期発見や良好なコントロール、生活不活発による心身機能の低下を防ぎ、何歳になっても自立した生活が送れ、QOL（生活の質）が維持できるような支援の充実を推進します。
介護予防・認知症予防対策の推進	各種健（検）診、事後指導を通し、要介護状態や認知症の原因となる疾病の発症予防・重症化予防に努めるとともに、社会活動の低下を予防し自立支援の充実を図るため、地域包括支援センターと連携し介護予防事業を推進します。
母子保健活動の充実	乳幼児健診、健康相談において疾病、障害の早期発見に努め、適正な医療、療育につなげるとともに、子どもが健やかに生まれ育つための生活習慣の確立や、妊産婦の育児負担を軽減するための環境づくりを関係機関と情報共有・連携しながら推進します。
感染症予防のための取り組み	感染症予防のための啓発や情報提供、予防接種体制整備に努めます。
健康福祉施設指定管理事業	平成18年度から導入している健康福祉施設の指定管理者制度により、利用者へのサービスの向上および経費の節減に努めるとともに、年次計画に沿って改修工事を行い、施設の老朽化に対応します。



## 27 医療

関連 SDGs



## 現状と課題

- 本町における1次医療機関の中核として、疾病の予防・健康保持や早期発見・早期治療に努める必要があります。
- 近年の患者動向は、最新医療機器機能が充実した旭川市内の総合病院や専門医院を利用する傾向が続くほか、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に伴う医療機関の受診抑制など、経営環境は厳しい状況となっています。
- 少子高齢化や生活習慣病の増加、並びに感染症をはじめとする疾病構造の変化に伴い、医療ニーズの多様化に対応するため、オンライン診療等に必要な設備投資を検討するほか、各種医療機器の充実を図るとともに、総合病院や専門医院など高度・専門医療機関との病診連携を進め、安心して医療を受けられる環境づくりと経営の安定に努めていくことが必要です。
- 医療費については、医療の高度化などにより増加している町民の負担軽減を図ることが必要です。
- 国民健康保険は、平成30年度より財政運営を都道府県が、資格管理、保険税の賦課徴収、給付等を市町村が担っており、これらの事務を円滑に実施するためには、国が開発した市町村事務処理標準システムを活用する必要があります。

## 基本方針

## 【医療体制の充実】

- 町民の1次医療機関として、安心して医療を受けられる環境づくりと疾病の予防から治療まで、多様化する医療ニーズに対応する医療体制の充実を図ります。
- 高度・専門医療機関との病診連携を進め、疾病者に最適な医療提供を図ります。
- 送迎サービスなど、高齢疾病者にやさしい医療の充実を図ります。

## 【医療用機器の整備・充実】

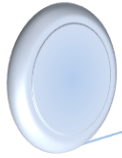
- 既存の医療機器等の更新および医療のIT化を引き続き推進し、業務効率の向上に努め、経営の安定化を図ります。

## 【医療費の助成】

- 高校生以下の全児童の医療費無料化をはじめとする医療費の助成を実施します。

## 【国保事務の円滑な実施】

- 市町村事務処理標準システムを導入します。



### Ⅲ 基本計画

#### 第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり 【健康づくりと福祉の充実】

#### 主要施策

主要施策	取組内容
医科診療所医療用機器の整備・充実	既存の医療用機器・医療事務機器のIT化および更新により業務の効率化を図ります。
医療費負担の軽減	子ども・ひとり親家庭・重度心身障がい者などへの医療費助成を実施します。
国保市町村事務処理標準システムの導入	国保市町村事務処理標準システムの導入





## 28 子育て支援

関連 SDGs



### 現状と課題

○本町の15歳未満の児童人口は649人で、総人口に占める割合は10.3%となっています。年々、児童人口は減少している一方で、65歳以上の人口は増加しており、少子高齢化の傾向が進んでいます。

#### 人口推移と少子化動向

(単位：人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	7,643	7,473	7,087	6,689	6,319
15歳未満	913	893	809	721	649
当麻町	(12.0%)	(11.9%)	(11.4%)	(10.8%)	(10.3%)
北海道	(13.9%)	(12.8%)	(12.0%)	(11.4%)	(10.7%)
全国	(14.6%)	(13.7%)	(13.2%)	(12.6%)	(11.9%)
15歳～64歳	4,612	4,215	3,773	3,309	3,011
当麻町	(60.3%)	(56.4%)	(53.2%)	(49.5%)	(47.6%)
北海道	(67.4%)	(65.7%)	(63.3%)	(59.6%)	(57.2%)
全国	(67.9%)	(65.8%)	(63.8%)	(60.7%)	(59.5%)
65歳以上	2,118	2,365	2,505	2,659	2,659
当麻町	(27.7%)	(31.6%)	(35.3%)	(39.8%)	(42.1%)
北海道	(18.2%)	(21.4%)	(24.7%)	(29.1%)	(32.1%)
全国	(17.3%)	(20.1%)	(23.0%)	(26.6%)	(28.6%)

(資料：国勢調査)



### Ⅲ 基本計画

#### 第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり

##### 【健康づくりと福祉の充実】

○本町の出生率（人口1000人対）は、年度ごとにバラつきはあるものの、総じて減少傾向にあり、出生率の低下とともに少子化の傾向が進んでいます。

#### 人口推移と出生動向

（単位：人）

年 度	当麻町			北海道	全国
	人 口	出生 児童数	出生率 (1000人対)	出生率 (1000人対)	出生率 (1000人対)
平成27年度	6,734	34	5.0	6.8	8.0
平成28年度	6,585	21	3.2	6.6	7.8
平成29年度	6,544	34	5.2	6.4	7.6
平成30年度	6,465	14	2.2	6.2	7.4
令和元年度	6,397	28	4.4	6.0	7.0
令和2年度	6,342	31	4.9	5.7	6.8

（資料：人口動態統計）

（当麻町人口：3月31日現在、出生者数：4月1日から翌年3月31日まで）

（北海道、全国：1月1日から12月31日までの出生者数を12月31日現在の人口で除した数値）

- 平成15年度から地域子育て支援拠点を開設し、就学前児童および保護者同士の情報交換、交流の場を提供し、子育てに関する不安や悩み等の相談支援を実施しています。
- 平成7年度から上川中部こども通園センターを近隣4町により開設し、心身の発達に支援を必要とする就学前児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応支援等を行い、発達を促すための療育支援を実施しています。
- 現在本町には、町立の当麻幼稚園、私立の当麻保育園、私立の保育園いっぽ！、認可外保育施設のトーマスチャイルドハウス緑郷の4施設があります。少子化の傾向ではありますが、今もなお経済状況が厳しいこともあるため、共働き世帯が多い状況です。
- 平成13年度から当麻町学童保育センターを開設し、就労等により放課後保護者がいない留守家庭等の児童に対し、学習、遊び、生活の場を提供しています。令和4年4月からは、民間事業者に運営業務を委託し、民間事業者のノウハウをいかした安定した運営、多様なプログラムの提供により、子どもの健全な育成を図っています。
- 地域子育て支援拠点、上川中部こども通園センターの施設環境の向上を図るため、平成24年度に子育て支援拠点施設として当麻町子育て総合センターをオープン。令和3年4月からは、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点を設置しています。妊娠期から子育て期にわたり切れ目のないよう、継続的な子育てに関する相談、支援体制の充実を図っています。



基本方針

【子育て支援サービスの充実】

○少子高齢化や核家族化の進行などにより、子育てにストレスや不安を抱えている保護者が増えている現状もあり、地域で安心して子育てをしていくための情報提供をはじめ、保護者同士の情報交換や交流ができる場の提供などにより、子どもたちの健やかな成長を支援します。

【保育サービスの充実】

○保護者の就労形態に対応した保育サービスの充実や保護者の疾患や緊急時の対応など多様な保育サービスの充実が求められていることから、保護者等の要望把握に努め、保育環境の充実を図ります。

主要施策

主 要 施 策	取 組 内 容
子育て支援サービスの充実	子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点、学童保育センターの運営および上川中部こども通園センターとの連携について、継続して実施します。 子どもの居場所づくり事業など、子どもが安心して過ごせるための環境づくりを推進していきます。 保育所に通う3歳から5歳児に対する給食費の無償化を継続して実施しています。
保育サービスの充実	保育所の運営費をはじめ、延長保育事業、特別支援事業、一時預かり事業、待機児童対策事業、保育士確保対策事業について支援します。 上川中部こども緊急さほねっと（病児・病後児保育）の利用料の一部を助成します。



### Ⅲ 基本計画

#### 第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり 【健康づくりと福祉の充実】

## 29 高齢者福祉

### 現状と課題

関連 SDGs



○本町の65歳以上の高齢者人口は、年々増加し、総人口に占める割合は42.1%で高齢者比率が高くなっています。

#### 高齢者人口の推移

(単位：人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	7,643	7,473	7,087	6,689	6,319
65～69歳	618	624	517	664	505
70～74歳	554	578	598	500	622
前期高齢者計	1,172	1,202	1,115	1,164	1,127
前期高齢者比率	15.3%	16.1%	15.7%	17.4%	17.8%
75～79歳	458	498	521	538	453
80～84歳	251	395	435	449	462
85歳以上	237	270	434	508	617
後期高齢者計	946	1,163	1,390	1,495	1,532
後期高齢者比率	12.4%	15.6%	19.6%	22.4%	24.2%
65歳以上計	2,118	2,365	2,505	2,659	2,659
高齢者比率	27.7%	31.6%	35.3%	39.8%	42.1%

(資料：国勢調査)

- 高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと生きがいを持ちながら安心して自立した生活を送れるよう、社会参加の促進を図るとともに、関係機関と連携、協力し、きめ細かな生活支援サービスを提供することが求められています。
- 高齢化が進行し、高齢者のみの世帯も増加するなど、地域連帯感の希薄化や家族関係が大きく変容している中で、引きこもりに代表されるような社会から孤立した高齢者が増えている傾向があるので、高齢者が安心して、自立した生活を送れるよう支援策を講じていくことが重要です。
- 民生委員児童委員や老人クラブをはじめ、町内会等の地域住民の方々による各種活動により、ひとり暮らしの高齢者などの見守り活動を実施するとともに、各種在宅生活支援サービスにより、高齢者などに対する安否確認を実施しています。
- 高齢化や人口減少、高齢者のみ世帯が増加する中で、受診や買い物といった外出に不便を感じている、除雪に困難を感じている高齢者が増加しています。



第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり  
【健康づくりと福祉の充実】

基本方針

【高齢者の自立支援、社会参加の促進】

- 住み慣れた地域、自宅で自立した生活が送られ続けるよう、各種生活支援サービスを提供します。
- 日常生活での外出に不便を感じている高齢者の方が増加しているため、在宅で生活している80歳以上の高齢者および70歳以上の運転免許証自主返納者に対し、ハイヤー料金助成事業を実施し、高齢者の自立を支援します。
- 自宅近くに商店やスーパーがない、自動車等の移動手段を所有していない、公共交通機関の利便性が良くない、家族からの支援を日常的に受けることができない等の理由により買い物が困難になっている高齢者等が増加していることから、買い物支援サービスを実施し、高齢者の自立を支援するとともに、見守り活動の取り組みを併せて実施します。
- 地域包括支援センターは、健康を守り、生活の安定を図り、暮らしをサポートするため、保健、医療、各種予防事業、介護、福祉といった様々な分野を総合的にとらえ、支援するとともに、日々の活動から地域の実情を把握し、保健・医療・福祉の向上と推進を図ります。  
また、本人や家族の相談があれば、要介護認定の申請や介護保険サービスの利用手続き、事業所の紹介など、介護保険サービスの最初の窓口として推進します。

【高齢者に対する見守り活動の推進】

- 民生委員児童委員や老人クラブ、町内会等による地域住民の声かけや、町内事業者、各種関係団体による、あんしん見守り活動や民間事業者との見守り協定など、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り活動を推進し、関係機関との連携、町民等との協働により、地域で支え合う見守りネットワークを構築します。

主要施策

主要施策	取組内容
高齢者の自立支援、社会参加の促進	老人クラブの運営費を支援します。 外出支援サービス・配食サービス・除雪サービス等、各種生活支援サービスを実施します。 ハイヤー料金の助成および買い物支援サービスを実施します。
高齢者に対する見守り活動の推進	民生委員児童委員、老人クラブ、町内会等地域住民による声かけ等を行います。 町内事業者、関係団体をはじめ、民間事業者からの情報を収集し、高齢者を見守る活動を行います。



## Ⅲ 基本計画

### 第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり 【健康づくりと福祉の充実】

## 30 障がい者福祉

### 現状と課題

関連 SDGs



- 平成25年4月から「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として「障害者総合支援法」が施行されています。
- 令和4年3月末現在で各障がいに係る手帳を所持している市民は、身体障害者手帳456人、療育手帳55人、精神障害者保健福祉手帳54人となっており、身体障がい者数および知的障がい者数は、減少していますが、精神障がい者数は、年々増加しています。
- 平成26年4月に4町（当麻、比布、愛別、上川）で開設した上川中部基幹相談支援センターは、令和4年4月から上川中部福祉事務組合に組織化され、地域における障がい者相談支援の拠点として、障がい者およびその家族が抱える様々な課題やあらゆる相談に対応し、総合的な相談支援体制の強化を図っています。
- 施設や病院等での生活から、地域へ生活の場を移行する障がい者が増加していることに伴い、障害福祉サービスに対するニーズが多様化しており、障がいがあっても安心して暮らせるサービスの充実が求められています。
- 障がい者およびその家族が生きがいをもち安心して地域で暮らしていくためには、居住環境の充実、就労支援や社会参加の促進を図ることが重要です。

### 基本方針

#### 【障がい者福祉の充実】

- 障がいのある人もない人も共に生活し、活動できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念を踏まえ、当麻町第2次障がい者基本計画の基本理念である「生きがいを持って安心して暮らすことができる町」をめざします。
- 多様な障がい者ニーズに応えるため、障がい福祉サービスの情報提供に努め、相談支援体制の充実を図るとともに、事業者や施設との連携調整など迅速に対応し、障がい福祉サービスの安定的供給に努めます。
- 障がい者の自立支援の観点から、町内の障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者が地域で生活するために必要なサービスの提供体制を整えます。





第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり  
【健康づくりと福祉の充実】

主要施策

主 要 施 策	取 組 内 容
障がい者福祉の充実	<p>国の障がい者福祉施策に即し、障がい福祉サービスの提供に努めます。</p> <p>上川中部基幹相談支援センターと連携し、相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>障害支援区分審査会の適正な運営に努めます。</p> <p>重度身体障がい者のハイヤー料金の助成を実施します。</p>





### Ⅲ 基本計画

#### 第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり 【健康づくりと福祉の充実】

## 31 地域福祉

### 現状と課題

関連 SDGs



- 少子高齢化や核家族化の進行などにより、家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、住民同士の社会的つながりや地域の助け合いが希薄化するなど、地域社会を取り巻く環境が変化しています。
- 様々な要因により生活が困窮している方が多く存在しています。
- 町内会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、老人クラブなどにより各種福祉サービスの提供やボランティア活動など、様々な福祉活動が実践されています。

### 基本方針

#### 【地域福祉の充実】

- 町内会等の地域や社会福祉協議会、ボランティア団体、老人クラブ等と行政が連携を図り、誰もが幸せを実感し、ともに支え合い、助け合い、住み良さが実感できる地域福祉の実現に向けて取り組みを進めます。
- 地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の一層の活発化を促進するとともに、民生委員児童委員の活動を支援していきます。

#### 【生活困窮者への支援の充実】

- 生活に困窮している方を早期発見し、生活保護に至らないよう支援していきます。

### 主要施策

主要施策	取組内容
地域福祉の充実	社会福祉協議会の運営費を支援します。 民生委員児童委員協議会の活動費用を継続して支援します。
生活困窮者への支援の充実	社会福祉協議会や民生委員児童委員と連携し、生活困窮者の早期発見に努めます。 北海道より委託を受け実施している「かみかわ生活あんしんセンター」と連携し、生活困窮者への支援を強化します。



## 32 社会保障

関連 SDGs



### 現状と課題

- 国民健康保険制度は、地域住民の医療確保、健康保持に重要な役割を果たしております。近年、医療技術の高度化、生活習慣病等の増加による疾病構造の変化や人口の高齢化に伴い高齢者の医療費が増大しており、保険事業の健全運営に支障を来す状況になっております。  
こうした中、平成30年4月からは国民健康保険の運営が市町村単位から都道府県単位に移行され、恒常的な赤字財政を抱える国民健康保険の財政安定化に加えて、医療費適正化に関する都道府県の役割強化が図られています。  
今後も、予防対策に重点を置くことにより、医療費の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上に努める必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増大していたため、平成20年度から75歳以上の高齢者を対象として創設され、北海道後期高齢者医療広域連合により運営を行っております。  
今後も、本制度の周知に努めるとともに、その動向を的確に把握し、制度の見直しが行われる場合には、町民に混乱が生じないよう情報提供の徹底に努めます。
- 高齢者を支える制度として定着した介護保険制度ですが、今後、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の実情に応じて日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築が課題となっています。
- 国民年金制度は、現役世代が高齢者世代を支えるいわゆる「世代間扶養」の仕組みにより国民全体が助け合う制度であり、相互扶助の理念を理解してもらう必要があります。また、年金制度の改正内容についてその都度周知・啓発が必要です。

### 基本方針

#### 【国民健康保険の健全運営】

- 生活習慣病の予防・改善に取り組むため、特定健康診査・特定保健指導等の実施により病気の早期発見・早期治療に努めるとともに、医療費の高額化に対応できるよう北海道と連携し、国民健康保険財政の健全化を図ります。

#### 【後期高齢者医療制度の周知】

- 保険加入者が高齢者ということもあり、後期高齢者医療制度自体を理解していただくよう制度の周知に努めるとともに、北海道後期高齢者医療広域連合との連携に努めます。



### Ⅲ 基本計画

#### 第4章 だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり 【健康づくりと福祉の充実】

##### 【地域包括ケアの実現】

○高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援が目的で可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる体制（地域包括ケア）を推進します。

##### 【国民年金制度の周知】

○老後生活の基盤となる年金受給を確保するため、保険料未納の解消や受給資格期間の確保など国民年金制度を理解していただくよう、制度の周知に努めるとともに、年金事務所との連携に努めます。

#### 主要施策

主要施策	取組内容
国民健康保険の健全運営	医療費の抑制を図るため、特定健康診査・特定保健指導等の実施により、被保険者の健康保持増進に努めます。 国民健康保険税の収納率向上に努めます。
後期高齢者医療制度の周知	北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、広報紙等による制度周知を図ります。
地域包括ケアの実現	地域における自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態の軽減・悪化防止に係る体制の整備、医療・介護の関係機関が連携を強化し認知症高齢者の早期対応などについて必要な体制の整備に努めます。
国民年金制度の周知・啓発	年金制度の趣旨・制度を理解してもらうため、年金相談や広報紙を活用し町民への周知・啓発を図ります。



### 33 地域コミュニティ

関連 SDGs



#### 現状と課題

- コミュニティ活動は、地域福祉、子育て、教育、公民館活動や青少年健全育成、防災・防犯などあらゆる分野の基本となるものです。  
本町には、28の行政区が組織され、これらを単位に活動が進められていますが、核家族化や少子高齢化の進行など居住者の減少により、地域集落でのコミュニティ活動を支える人材の不足やライフスタイルの多様化もあって地域住民の互いに支え合って生活する社会風土、地域コミュニティ機能の低下がみられます。互助活動や連帯意識・一体感も薄れつつあり、住民相互の交流や連帯感を生み出す地域社会の形成が求められています。
- 大規模改修工事が完了した「郷土資料館ここから」は、1階に町民が気軽に集えるコミュニティスペースを設けており、ワークショップや、作品展示なども開催され交流の場となっています。
- 東京圏域に住まう当麻町出身者の交流を目的に、東京当麻会が組織されており、本町との都市圏をつなぐ交流が行われています。

#### 基本方針

##### 【地域コミュニティの形成】

- 地域の活力を維持していくためには、町内会や集落、行政区などを単位として助け合い、支え合うことが重要となるため、人と人がふれあうコミュニティ活動やボランティア活動など地域力の育成・連帯意識の向上に向け、住民や地域と行政関係部署が相互に連携を図り、それぞれの果たす役割を認識しながら創意と工夫を生かした協働の取り組みを促進します。
- 防災、防犯活動や高齢者世帯の除雪など地域の様々な課題を解決するため、「自助、共助、公助」により補完し合う社会システムの形成に向け、行政と多様な主体が連携・協働して地域住民の生活を支え、地域活動を維持していく仕組みづくりや、地域コミュニティの取り組みを進めます。
- 住民が集える場として公共施設の活用を推進します。

##### 【都市圏との交流】

- 東京当麻会との交流により移住人口や関係人口の増加を促進し、地域コミュニティの維持を図ります。

##### 【行政区活動の推進】

- 住民相互の連携による魅力ある地域社会の形成に向け、地域集団意識の高揚を図り、防災体制や福祉活動の確立など活発な行政区活動を推進するため、引き続き活動交付金を交付し、コミュニティ活動の充実を図ります。



### Ⅲ 基本計画

#### 第5章 みんなでつくる連携と協働のまちづくり

##### 【地域活動の推進と行財政運営】

○円滑な行政区運営の推進を図るため、引き続き地域が主体となった行政区の再編、統合の検討を進めます。

#### 主要施策

主要施策	取組内容
行政区活動推進事業	行政区活動の推進を図るため、運営費等の支援を行います。
東京当麻会交流事業	東京当麻会の活動に対し助成を行います。
施設管理運営	ふれあい交流センター輝きや郷土資料館ここからの効果的な運営を行います



## 34 男女共同参画の推進

### 現状と課題

関連 SDGs



- 男女の人権が尊重され、あらゆる分野に平等に参画できる社会を目指し、男女平等推進施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としたまちづくりが求められています。
- 男女共同参画社会基本法の施行とともに、関連する法室や制度等の整備が進み、あらゆる分野で活躍する女性が増えてきていますが、子育てや介護の負担が女性に偏り、男性は仕事中心に偏っているなど、共同参画を進める上での課題はいまだに残っています。
- 家庭や学校、地域社会、職場などで男女の枠にとらわれず、個性や人権が尊重され、様々な活動ができる社会の制度や慣行の在り方を考え、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。
- 性的少数者への偏見や差別をなくし、DVやハラスメントなどの根絶に向けた関係機関との連携による相談・支援体制の充実等が必要です。

### 基本方針

#### 【男女共同参画への意識啓発】

- 男女共同参画への意識向上を図るため、地域社会に根ざした取り組みを推進します。

#### 【環境整備の推進】

- 仕事と生活の両立に向けた環境整備や相談・支援体制の整備を推進します。



### Ⅲ 基本計画

#### 第5章 みんなでつくる連携と協働のまちづくり 【地域活動の推進と行財政運営】

#### 主要施策

主 要 施 策	取 組 内 容
ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）の推進	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発 などワーク・ライフ・バランスを推進します。 男女共同参画に根差した教育を推進します。
女性の社会参画の促進	審議会、委員会等への女性の積極的登用を促し、 男女雇用機会均等に向けた事業所等への働きか けを進めます。
仕事と生活の両立に向けた環境 整備	育児・介護に対する支援の充実し、男性の育児・ 介護への参加を促進します。
DV 等対策の充実	DV・ハラスメント等の未然防止および、被害者 の救援体制の充実を図ります。





## 35 広報・広聴

関連 SDGs



### 現状と課題

- 住民のまちづくりに対する理解や参加意欲の高まりと住民の意見や考えを把握するため、広報紙等の発行、ホームページを始めSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)における公開等で情報を提供・共有していますが、より住民に有益な情報を伝えるものへと充実させていく必要があります。
- 町外に向けての情報発信力を高めていく必要があります。
- 「食育・木育・花育からつながる心育」の取り組みや理念を、多くの人に知ってもらうために広報媒体を通じて広めていく必要があります。

### 基本方針

#### 【広報・広聴活動の充実】

- 住民等への各種行政情報等の伝達手段、住民の意見や考えを把握するため、広報紙等を発行し、協働によるまちづくり等、住民意識の高揚を図ります。
- 住民はもとより、町外に向けてホームページを始めSNSにおける公開により、町の魅力等を積極的に発信していきます。
- より多くの住民の声を聞くため、広聴活動の強化を図ります。

### 主要施策

主要施策	取組内容
広報紙制作およびホームページ等の運営	町内の話題、「食育・木育・花育からつながる心育」の取り組みや理念、健康・年金・教育等の各種行政情報のほか、住民から寄せられた意見等を広報紙に掲載。またホームページやSNSにおいても、情報を提供・共有し、迅速な情報更新を行い、町内外へ広く情報を発信します。
カレンダー制作事業	カレンダーを発行し、1年間の町の行事予定、行政情報等を記載することで、住民の利便性向上を図ります。
広聴活動	「町長への手紙」や「町長と語ろう『まちづくりトーク』」など、住民から寄せられた意見等を施策に反映させるよう努めます。



## Ⅲ 基本計画

### 第5章 みんなでつくる連携と協働のまちづくり 【地域活動の推進と行財政運営】

## 36 行政運営

関連 SDGs



### 現状と課題

- 地域主権型社会の進展や人口減少、高齢化が進行する中で、地方公共団体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として高度化、多様化していく住民ニーズに対応して必要な行政サービスを提供していくことが求められています。
- 電算機器・システムの老朽化および業務への対応のため、更新・整備を行い、行政サービスの充実、向上に努め、制度の改正や新システム等に対応していく必要があります。
- 役場庁舎は、平成30年完成によりワンストップ窓口として町民にとって利用しやすい機能を備えた新庁舎となりましたが、政府が目指すデジタル社会実現のため、行政サービスにおける住民の利便性を向上させるデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進していく必要があります。
- マイナンバー法が施行（H27）され、行政手続における特定の個人を識別するための利用等が推進されており、交付率向上を図る必要があります。
- 旭川大雪圏域連携中枢都市圏に参画し、近隣自治体と連携して課題に取り組んでおり、消防・救急、障がい者福祉については一部事務組合に、ごみ処理・下水道処理は共同利用をして、広域化に取り組んでいます。

### 基本方針

#### 【情報基盤の充実・利活用の推進】

- 効率的かつ効果的な行政の運営体制を築くため、庁内電算機器の整備およびシステムの構築、適切な運用管理に努め、住民にとって利便性の高いサービスの電子化を進めるなど行政サービスの充実を図ります。
- 総合行政ネットワークなどの各種情報基盤を活用することにより、業務の簡素、効率化や住民サービスの向上を図ります。
- デジタル技術やAI等の活用により、行政サービスの向上、業務の効率化を図ります。
- 戸籍法の一部改正（R4）に伴う情報提供用個人識別符号取得に関し、戸籍情報システムおよび戸籍附票と名寄せプログラムの改修を推進し行政サービスの充実を図ります。

#### 【広域的な行政運営】

- 効果的な行政運営と住民サービスの向上に向け、近隣自治体と連携して各種事務事業の共同処理・広域化を推進します。



## 主要施策

主要施策	取組内容
庁内情報基盤整備	総合行政システム、ネットワークの整備により、行政事務の効率化を図ります。
総合行政ネットワークの利活用	国・道が推進する自治体DX推進計画に迅速に対処し、事務の効率化を図ります。
DXの推進	自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及、行政手続のオンライン化等利便性向上を図ります。
広域的な行政運営の推進	近隣自治体と連携して各種事務事業の共同処理・広域化に取り組み、効率化を図ります。



## Ⅲ 基本計画

### 第5章 みんなでつくる連携と協働のまちづくり 【地域活動の推進と行財政運営】

## 37 財政運営

関連 SDG s



### 現状と課題

- 本町の財政状況は、近年実施した大規模事業に伴う地方債の借入により、公債費が増加傾向にあります。また、まちづくり寄附金の件数が増えたことなどにより、健全財政を維持しているところです。
- 財政構造は、地方交付税に大きく依存しており、国の動きや景気の動向に大きく左右される状況となっています。歳出構造は、公債費等の義務的経費の占める割合が増加傾向にあります。また、多様化している住民ニーズや新たな行政課題に対応するため、さらにコスト意識を持ち、経費の節減、事務事業の点検に取り組み、歳入では、公正・公平の原則に基づく負担の均衡を考慮し、負担のあり方を抜本的に見直すなど、持続可能で安定した財政運営が必要となっています。
- 町税収入は町政運営を行う上で最も重要な自主財源であることから、納税啓発の推進はもとより、口座振替の普及促進、コンビニ収納の導入、訪問徴収や納税相談等を行っていますが、長引く景気の低迷等により、町税の確保と徴収環境は年々厳しくなっていく状況にあり、健全な財政運営および行政サービスを提供する上で税負担の公平性を確保する必要があります。
- 財政の硬直化を招かないよう各種財政指標を見極めながら対応するとともに、中長期的な展望をもって財政基盤を強化し、安定した財政運営を推進していく必要があります。

### 基本方針

#### 【健全な財政運営】

- 限りある財源を有効かつ効果的に活用し、事務事業が執行できるよう、事業効果や成果を重視した事業運営を推進し、施策の選択と集中にも視点を置き、中長期展望にたって、安定的な財政運営を維持します。
- 国や北海道の事業を積極的に活用することで自主財源負担の抑制を図ります。
- 地方債の抑制に努めるとともに、地方債の活用にあたっては、国の財政措置のあるものを十分に検討するよう努めます。
- 受益者負担の公平適正化を図ります。
- 公共施設は公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ長期的な視点により最適化を図り、施設整備にあたっては脱炭素社会実現に向け、省エネ・再エネ設備の導入を推進します。
- 各種財政指標を見極めながら、事務事業の検討、計画、実施、評価、改善に努めていきます。
- 最小の経費で最大の効果を発揮できるよう弾力的な財政運営を推進します。



第5章 みんなでつくる連携と協働のまちづくり  
【地域活動の推進と行財政運営】

【まちづくり寄附】

- 町外から当麻町を応援していただくふるさと納税はまちづくりに欠かせない財源です。魅力ある返礼品の開発やタウンプロモーションの積極的な展開に努めます。
- 適正な課税を行うとともに、納税意識の高揚を図り、コンビニ収納や電子決済を促進するとともに、上川広域滞納整理機構との連携により収納率の向上に努めます。

主要施策

主要施策	取組内容
健全な財政運営の推進	中長期展望にたって安定的な財政運営を維持していきます。
まちづくり寄附	魅力ある返礼品の開発やタウンプロモーションを積極的に行います。
滞納整理事業	管内9町で構成している上川広域滞納整理機構との連携により、滞納整理に関する事務の共同処理を行います。



# IV 附屬資料

---



## IV 付属資料

### まちづくりアンケート

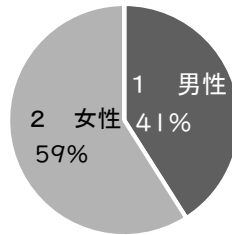
第6次当麻町総合計画の基礎資料とし、町民の声を反映し、住みよい当麻町のために、町民参加による町民主体の計画を目指すべく『令和4年 まちづくりアンケート・住みよい当麻町のために』と題し、町民意識調査を実施しました。

このアンケート調査は、住民基本台帳から無作為に抽出した、18歳以上の町民1000人を対象に、令和4年4月に調査表を送付したもので、回収率は43.5%でした。

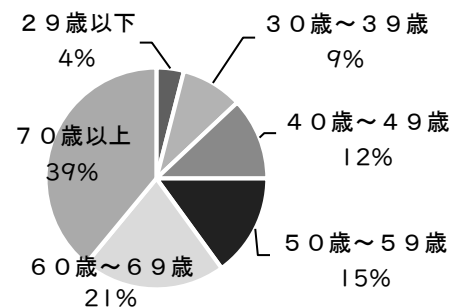
### 【回答者の属性】

性別では、女性の割合が高く、年代が上がるにつれて、回答者が多くなっています。

#### 性別



#### 年齢



## 定住意識

『住みたい・どちらかというに住みたい』…およそ8割

### 【定住意識の構成】

『あなたは、これからも当麻町に住みたいと思いますか』という問いに対し、77%の人が「住みたい」「どちらかといえば住みたい」という定住志向を示しています。(図1)

一方、「住みたくない」「どちらかといえば住みたくない」という移住志向を示したのは7%で、住みたくない理由を3つまで回答してもらうと、「買い物の便が悪い」「交通・道路の便が悪い」が全体の37%を占めました。(図2)

図1 定住意識

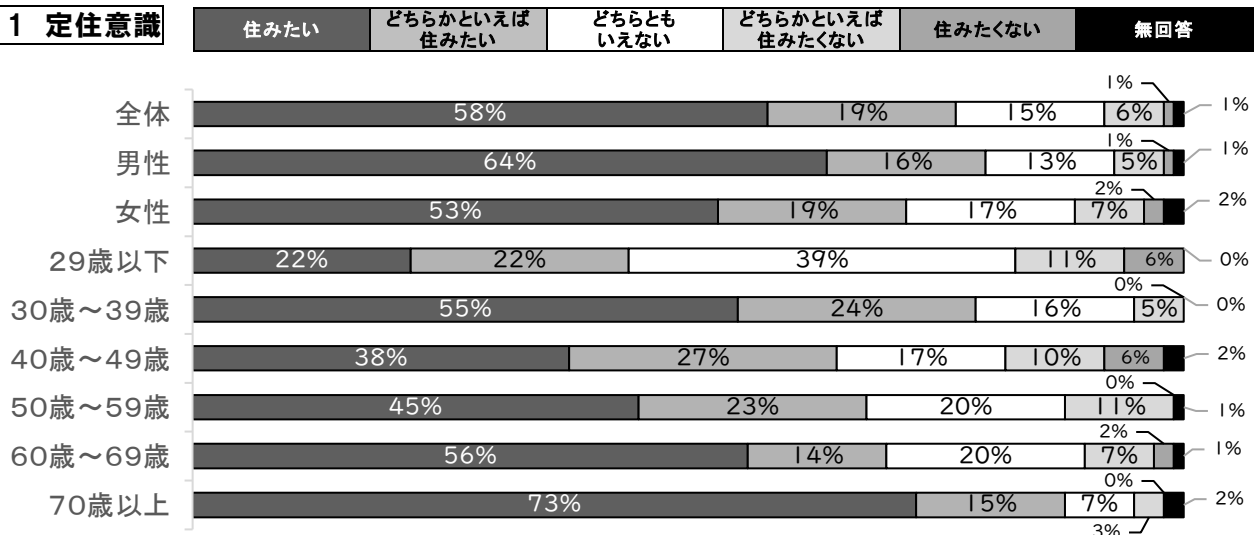
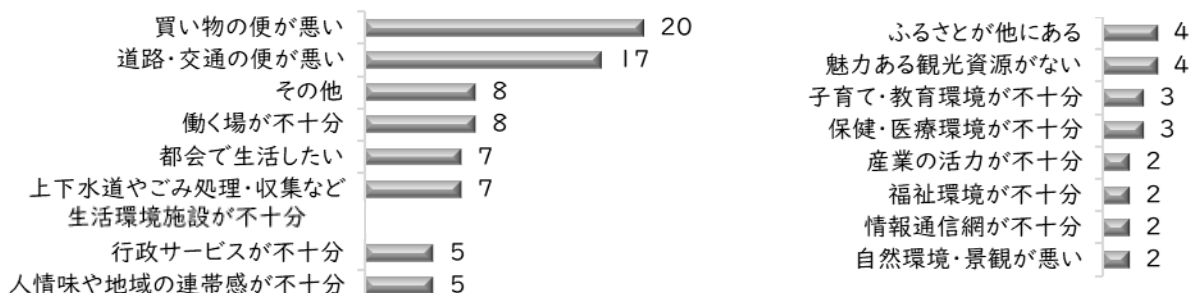


図2 住みたくない理由

(3つまで回答の合計件数)



# 生活環境

『ごみ、上・下水』は高評価。『交通・医療の便利さ』は低評価

## 【生活環境評価】

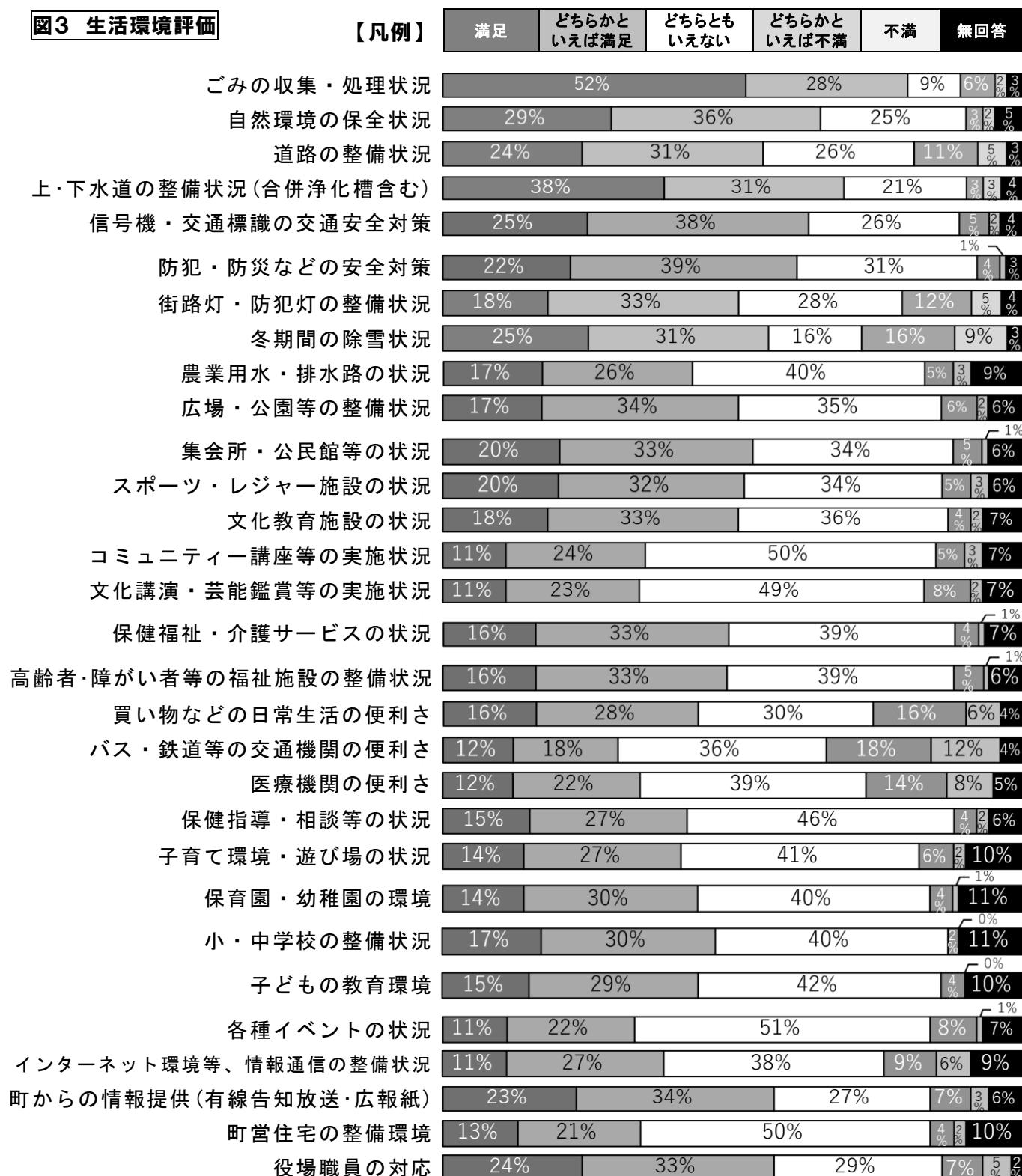
『あなたは現在の当麻町の環境についてどのように評価していますか』という問いでは、「ごみ収集・処理」「上・下水道の整備」の評価が『満足』『どちらかといえば満足』あわせて約70%以上となっています。

一方で、「交通の便利さ」「冬期間の除雪」「買い物など日常生活の便利さ」「医療機関の便利さ」は『不満』『どちらかという不満』を合わせて20%を超えており、特に「交通の便利さ」と「医療機関の便利さ」では『満足』『どちらかといえば満足』との回答が約30%という低い結果となっています。

生活環境評価の中で『不満』という回答については、今後の対応が課題となってきます。(図3)

図3 生活環境評価

【凡例】

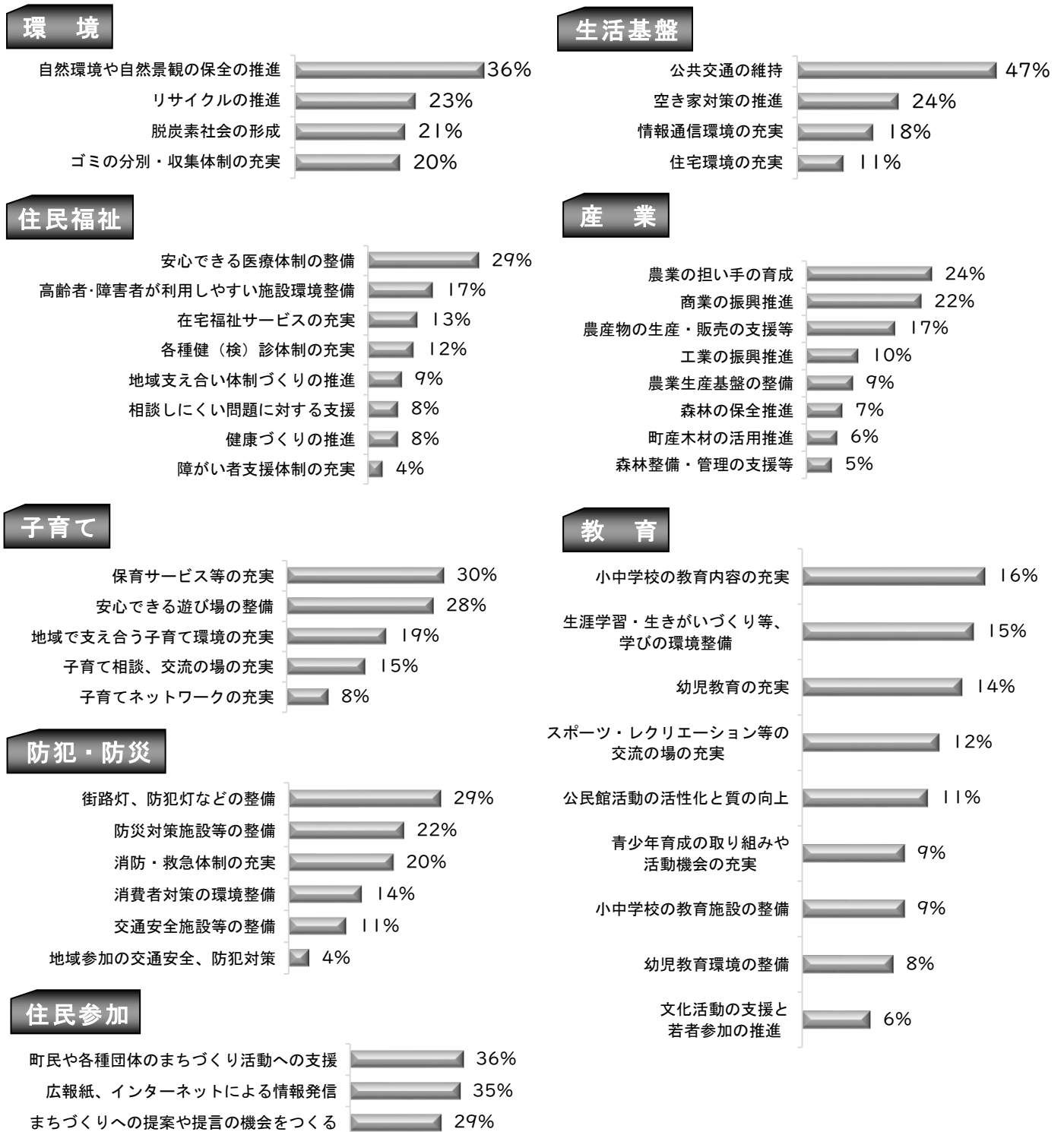


# これからの当麻町

## 【特に必要な施策】

項目ごとに、『住み良い当麻のまちづくりのため、今後、特に必要と思われるもの』という問いで、「環境」については自然環境や自然景観の保全の推進、「生活基盤」では公共交通の維持、「住民福祉」では安心できる医療体制、「産業」では農業の担い手育成、商業の振興推進、「子育て」では保育サービスの充実、安心できる遊び場、「教育」では教育内容の充実、生涯学習・生きがいつくり等学びの整備、「防犯・防災」では街路灯・防犯灯の整備、「住民参加」では町民や各団体のまちづくり活動への支援、広報紙・インターネットによる情報発信といった意見が多い結果となりました。(図4)

図4 特に必要な施策 (パーセントは回収件数に対する「特に必要と思われるもの」に回答いただいた割合)



## 自由意見

『当麻町の今後のまちづくりについて、どのようなことでも結構ですので、あなたの意見をお聞かせください』という自由意見では、多数の方の意見が寄せられました。

「広報誌の改善」「防犯灯・街路灯の整備」「公園の増設」「歩道・道路の整備」「ゴミ収集日見直し」「町内循環バス等の運行」など複数の方の意見をまとめました。

複数意見のみ掲載。( ) は件数

- |  |  |
|--|--|
| ・駅前、商店街の再開発と活性化 (4)                    | ・脱炭素について、必要性和個人が出来る事の周知 (2)              |
| ・商業施設の充実 (5)                           | ・水道代が高い (2)                              |
| ・市街地の空洞化、空き家の増加 (6)                    | ・町内の避難所の運営と整備及び維持 (3)                    |
| ・空き地の利用推進 (3)                          | ・交通標識の劣化及び破損が多い (3)                      |
| ・ハートフルタウンをもっと広げる (3)                   | ・オーガニック、無農薬の農家を応援してほしい(2)                |
| ・リフォームへの助成金があるといい (4)                  | ・農業を基盤としたまちづくり (3)                       |
| ・ネット環境が悪い(光の導入) (5)                    | ・担い手の育成を充実 (2)                           |
| ・移住しやすいように区画整備、企業誘致されていて良い (2)         | ・林業を基盤としたまちづくり (2)                       |
| ・図書館の充実 (5)                            | ・プレミアム商品券と臨時給付金(R2)がありがたい (2)            |
| ・子育て支援の強化、充実 (5)                       | ・当麻山遊歩道の整備 (2)                           |
| ・除雪が朝早くてキレイ (3)                        | ・人が集まるまちづくり(他町から含む) (3)                  |
| ・除雪を丁寧にしてほしい(悪い)(道道含む) (10)            | ・学校給食の有機化と無償化 (2)                        |
| ・歩道をしっかり除雪してほしい (2)                    | ・特定健診などとでも充実している (2)                     |
| ・歩道・道路の整備をしてほしい (6)                    | ・健診(乳がん、子宮がん)が自ら予約の受診をもっとスムーズにできるといい (2) |
| ・街路樹の枯れ葉の後始末や撤去をしてほしい(2)               | ・診療所の発熱外来の設置が遅すぎた (2)                    |
| ・街路灯・防犯灯を増やしてほしい (10)                  | ・小児科、病後児デイサービスの設置 (2)                    |
| ・公共交通機関の維持 (4)                         | ・安心して子育て出来る補助金を出す (2)                    |
| ・町内の循環バス等があるといい (3)                    | ・土田こどもクリニックと提携してほしい(2)                   |
| ・交通の便が悪い(宇園別・北星含む) (6)                 | ・少子高齢化、人口減に耐えられるまちづくり(2)                 |
| ・働ける場所がほしい (6)                         | ・屋内で遊べる場所がない(児童館があるといい) (2)              |
| ・買い物が不便(宇園別含む) (7)                     | ・病院通院の送迎 (2)                             |
| ・公園を作って(増やして)ほしい(古い) (8)               | ・タクシーチケットが足りない (2)                       |
| ・有線放送が聞きづらい(町職員が良かった・無機質) (5)          | ・町内会の運営が厳しい (3)                          |
| ・有線放送が聞けない人のためHPへの掲載やメール配信などをして欲しい (2) | ・町長と話せる機会を作ってほしい (3)                     |
| ・広報紙 我が郷土の改善 (11)                      | ・移住(Uターン含む)してきた方の意見を聞く(2)                |
| ・広報紙は工夫され読みやすく分かりやすい(2)                | ・客の前で他の職員を叱責。いじめのようで印象悪い (2)             |
| ・ゴミ収集曜日の変更 (5)                         | ・役場職員が不愛想、対応が悪い (3)                      |
| ・戸別収集してほしい(資源ごみ、粗大ごみ含む) (5)            | ・ペーパーレスによる行政 (2)                         |
| ・資源ごみ、燃やせないゴミ、粗大ごみの回収回数を増やしてほしい (3)    | ・アンケートを少しでも活かしてほしい (2)                   |
| ・不法投棄が多い(一般廃棄物等含む) (2)                 |  |

# 第6次当麻町総合計画

## 前期計画

企画・編集/当麻町まちづくり推進課

〒078-1393

北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

TEL0166-84-2111 FAX0166-84-4883

E-mail [sougou@town.tohma.hokkaido.jp](mailto:sougou@town.tohma.hokkaido.jp)

URL <http://www.town.tohma.hokkaido.jp>